

令和 7 年度 第 4 回東松山市教育振興基本計画審議会 次第

令和 7 年 1 月 24 日 (水)

午後 1 時 30 分から

東松山市役所 3 階 全員協議会室

1 開 会

2 挨 捶

3 議 事

(1) 第 3 期東松山市教育振興基本計画 (案) パブリックコメントの結果について

(2) 第 3 期東松山市教育振興基本計画 (案) について

4 そ の 他

5 閉 会

前回資料からの変更箇所一覧

ページ番号は今回配付する資料のものです。

| No. | 修正箇所 | 修正前 | 修正後・変更内容 |
|-----|------------------------|--------------------|---------------|
| 1 | P 7 教育的ニーズの多様化 2段落目 | ヤングケアラー | 子供の貧困やヤングケアラー |
| 2 | P 7 教職員の取り巻く状況の変化 1段落目 | 退職者の増加 | 病休・休職者の増加 |
| 3 | P 7 教職員の取り巻く状況の変化 3段落目 | | 文章を見直し |
| 4 | P 11 本文5行目 | 影響で減少したものの回復傾向にあり、 | 影響で減少していますが、 |
| 5 | P 11 表 | 「登録者数」 | 「活動日数」 |
| 6 | P 30 現状と課題 2段落目 | | 文章を分割 |
| 7 | P 35 写真 | | 新しいものに入れ替え |
| 8 | P 44 主な取組④▼1つ目 | 師範塾 | 東松山師範塾 |
| 9 | P 66 現状と課題 2段落目 | 市民を対象に行なったアンケート調査 | 令和6年度の市民意識調査 |
| 10 | P 84 持続可能な社会 | | 説明を変更 |

第3期東松山市教育振興基本計画 (令和8年度から令和12年度)

案

東松山市教育委員会

ごあいさつ

文章は後日決定

令和〇年〇月

東松山市教育委員会

目 次

第1章 総論

| | |
|------------------------|----|
| I はじめに | 2 |
| (1) 策定の趣旨 | 2 |
| (2) 第3期東松山市教育振興基本計画の性格 | 3 |
| (3) 計画の期間 | 3 |
| (4) 計画の位置付け | 3 |
| II 教育を取り巻く社会の動向 | 6 |
| III 第2期計画の検証－成果と課題－ | 8 |
| IV 東松山市の目指す教育の姿 | 16 |
| (1) 基本理念 | 16 |
| (2) 基本方針 | 18 |
| (3) 基本目標 | 19 |

第2章 施策の展開

| | |
|--------------------------|----|
| 施策の体系 | 22 |
| 基本目標I 学校教育の充実 | 30 |
| (1) 確かな学力の確立 | 30 |
| (2) 健やかな心身の育成 | 34 |
| (3) 多様なニーズに対応した教育の推進 | 39 |
| 基本目標II 教育環境の整備・充実 | 42 |
| (1) 安心で快適な学習環境づくり | 42 |
| (2) 安全で安心な学校給食の充実 | 46 |
| 基本目標III 家庭・地域の教育力の向上 | 48 |
| (1) 学校・家庭・地域が一体となった教育の推進 | 48 |
| (2) 家庭教育支援体制の充実 | 52 |
| 基本目標IV 生涯学習の推進 | 56 |
| (1) 社会教育の充実と自主的な学習の推進 | 56 |
| (2) 図書館の充実 | 58 |

| | |
|-----------------------------|----|
| 基本目標V 生涯スポーツの推進 | 62 |
| (1) ウォーキングの推進と日本スリーデーマーチの充実 | 62 |
| (2) スポーツを楽しむ環境づくりの推進 | 66 |
| 基本目標VI 文化・芸術の振興 | 69 |
| (1) 文化・芸術活動の促進 | 69 |
| (2) 文化・芸術団体との協働と活動支援 | 71 |
| 基本目標VII 文化財保護 | 73 |
| (1) 文化財の保存と継承 | 73 |
| (2) 文化財の啓発と活用 | 75 |

第3章 計画の推進

| | |
|----------------------------|----|
| I 社会全体で取り組むための連携・協力 | 78 |
| II 計画の進行管理 | 79 |

資料

| | |
|--------------------------|----|
| 用語解説 | 82 |
| 東松山市教育振興基本計画審議会条例 | 89 |
| 策定経過 | 91 |

本編中、赤色の波下線（ ）を付した用語については、
82～88 ページに「用語解説」がありますので御参照ください。

第1章 総論

第1章 総論

I はじめに

(1) 策定の趣旨

教育基本法では、教育を取り巻く様々な変化を踏まえた上で「人格の完成」や「個人の尊厳」など、普遍的な理念は大切にしつつ「道徳心」や「自律の精神」「公共の精神」など、新しい時代の教育の基本理念が明示されています。同時に、これらの理念の実現に向け、国は教育振興基本計画を策定するとともに、地方公共団体においても、地域の実情に応じた教育振興基本計画を定めるよう努めなければならないと規定されています。

東松山市教育委員会においても教育基本法の趣旨に鑑み、教育大綱に示した東松山市教育の基本理念である「人と地域がつながり 豊かな心で自然がはぐくむ“学びのまち”東松山」の実現に向けた取組を進めるため、平成28年11月に「東松山市教育振興基本計画」を、令和3年1月に「第2期東松山市教育振興基本計画」を策定しました。

今回、第2期計画が期間の満了を迎えることから、5年間の成果と課題を検証した上で、さらなる教育の振興と、第3期教育大綱において新たな基本理念とした「人と地域がつながり 豊かな心で希望をはぐくむ“学びのまち”東松山」の実現に向けて「第3期東松山市教育振興基本計画」を策定いたしました。

【参考】 教育基本法 抜粋

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

(2) 第3期東松山市教育振興基本計画の性格

◇「第4期教育振興基本計画」及び「第4期埼玉県教育振興基本計画」を踏まえた東松山市の基本的な計画

教育基本法第17条第2項の規定に基づく教育振興基本計画として、令和5年6月に策定された国の第4期教育振興基本計画（令和5～令和9年度）及び令和6年7月に策定された第4期埼玉県教育振興基本計画（令和6～令和10年度）を参考にしつつ、東松山市の教育の振興のために定める基本的な計画です。

◇「第六次東松山市総合計画」を踏まえた教育分野の計画

東松山市全般の総合的な計画である「第六次東松山市総合計画」（令和8～17年度）を踏まえた、教育行政分野における計画です。

◇「第3期東松山市教育大綱」を実践するための実施計画

東松山市教育のグランドデザインである「第3期東松山市教育大綱」（令和8～12年度）に示された基本理念・基本方針を実現するための、具体的な実施計画です。

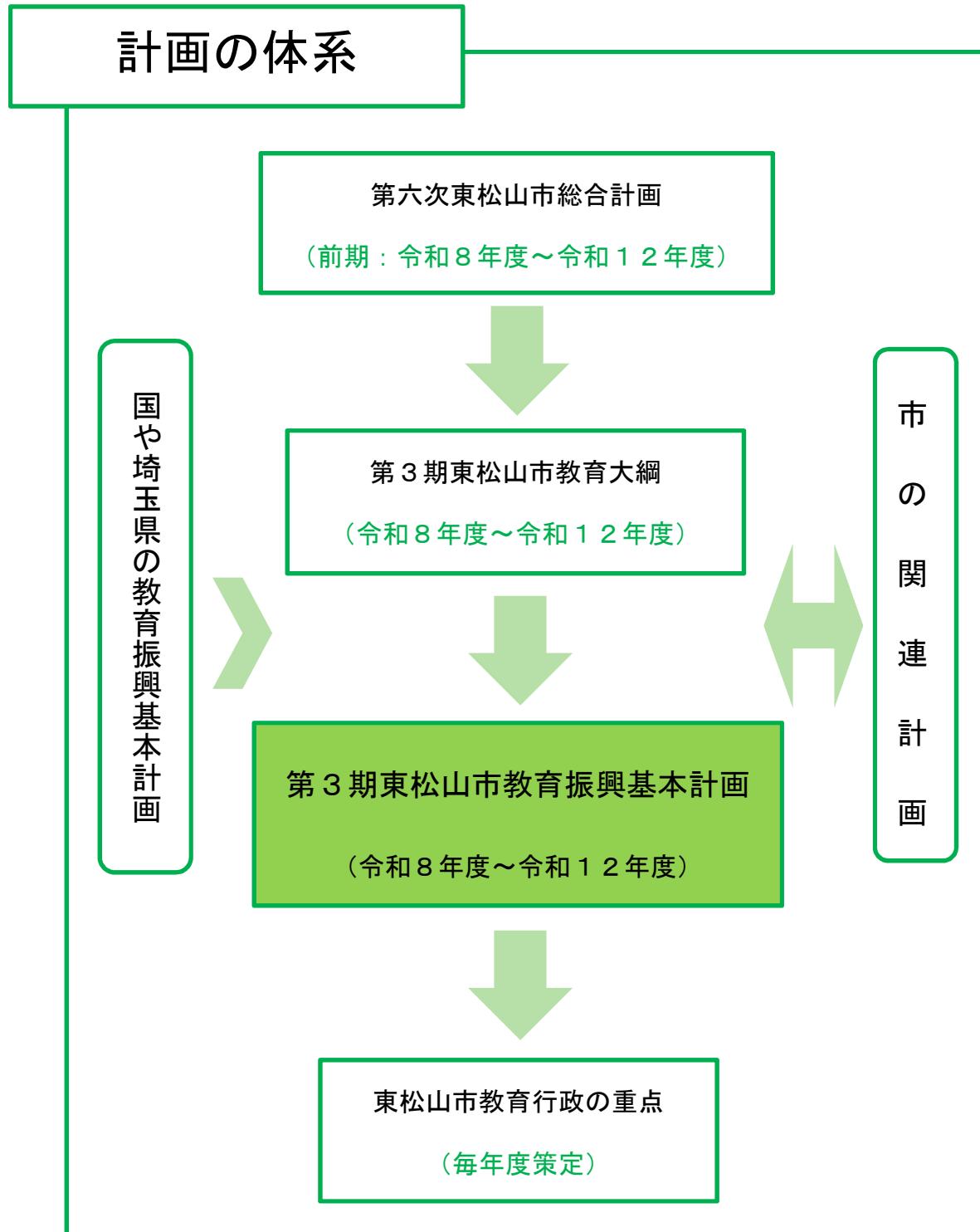
(3) 計画の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間です。

(4) 計画の位置付け

東松山市における最上位計画である第六次東松山市総合計画と、東松山市の教育分野におけるグランドデザインである第3期東松山市教育大綱で示されたビジョンを実践するための実施計画として、第3期東松山市教育振興基本計画を策定します。毎年度策定している「東松山市教育行政の重点」は、教育振興基本計画に記した個別の施策の中から、当該年度に重点的に取り組むべき施策を抽出して示したものです。

教育に関連する各種の計画やプランとの整合を図り、幼児教育や学校教育のみならず、生涯にわたる文化・スポーツ活動も包括した、横断的な計画です。



イメージ
第六次東松山市総合計画

【第六次東松山市総合計画】

【第3期東松山市教育大綱】

イメージ
第3期東松山市教育大綱

Ⅱ 教育を取り巻く社会の動向

人口減少による社会構造の変化

日本の人口は2008年をピークに減少に転じ、全国的な少子化・高齢化が加速しています。本市でも高齢化率が30.2%（令和7年4月現在）と3割を超える一方、少子化などにより生産年齢人口割合が減少し、将来的な地域経済活動の縮小や税収の減少などが課題となっています。

このような社会構造の変化の中で、障害の有無、文化的・言語的背景などにかかわらず、全ての人が多様な人々と協働しながら社会の担い手として持続可能な社会を維持・発展させていくことが求められます。

世界情勢の変化とデジタル社会の進展

国家間の政治的・経済的な緊張や新型コロナウイルス感染症の流行など、世界的に不安定な状況が続く中で、グローバル化の進展によって強まった世界の国々との相互依存関係に基づいた経済は、原材料や製品のコスト上昇による物価高騰を招いています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、オンラインサービスやリモートワークをはじめとする新しい生活様式を加速させました。中でもデジタルトランスフォーメーション（DX）は、教育の分野にも大きな変革をもたらすとともに、様々な課題を解決する可能性を秘めています。

教育的ニーズの多様化

不登校の増加が全国的な課題となる中、本市においても不登校児童生徒数は増加傾向にあり、今後、小・中学校への復帰だけでなく、社会的な自立を目指した支援を

個々の実情に応じて行っていく必要があります。

また、本市における特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受けている児童生徒も増加傾向にあります。加えて、在留資格が拡大されたことから日本語指導が必要とされる児童生徒（日本国籍を含む）についても、増加が予想されます。このほか、子供の貧困やヤングケアラー、L G B T Qの児童生徒への配慮など、多様化する教育的ニーズへの支援が求められます。

教職員を取り巻く状況の変化

学習指導、生徒指導、部活動のほか、保護者や地域との連携など、学校や教職員に対する多様な期待が寄せられ、それらに誠実に応えようとする教職員の責任感や熱意は、教職員の長時間勤務という形で表れています。教職員に負担が掛かっていることが認知され、病休・休職者の増加や教員採用選考試験の受験者数の減少などによる教職員の不足が課題となっています。

これらのことから、校務の効率化等による教職員の働き方改革を進め、時間外在校等時間を削減するなど、教職員が健康で活力をもって教育活動に従事できる環境整備が求められています。

また、I C Tを活用した授業や分析手法の習得など、情報機器の発展による社会的変化や研修環境の変化に対応しながら、教職員自身が資質・能力を継続的に高めていく必要があります。

地域コミュニティの弱体化

家族形態の変容、ライフスタイルの多様化などにより地域の人間関係が薄れ、地域コミュニティの弱体化、家庭・地域の教育力などの低下や、高齢者や困難を抱えた家庭などの孤立も指摘されています。

また、これらの変化に伴い、子育てについての悩みや不安を多くの家庭が抱えながらも、身近に相談できる相手がいないという課題も示されています。

さらに、未だかつてない高齢化を迎える中で、市民が地域で豊かな生活を送ることや災害発生時等において互いに支え合うためには、地域の役割がより大きくなっています。

III 第2期計画の検証 — 成果と課題 —

第2期東松山市教育振興基本計画は「第2期東松山市教育大綱」に示した本市教育の基本理念である「人と地域がつながり 豊かな自然がはぐくむ“学びのまち”東松山」の実現に向けた取組のさらなる進展のため、それを踏まえた7つの基本目標のもとに21の施策と113の主な取組を設定し、様々な事業に取り組んできました。

教育委員会では、計画を着実に実践していくために、年度ごとに計画の進捗状況を検証し、事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行ってきました。

ここでは、第2期計画の各基本目標における代表的な施策を取り上げ、令和6年度末現在の検証を示します。

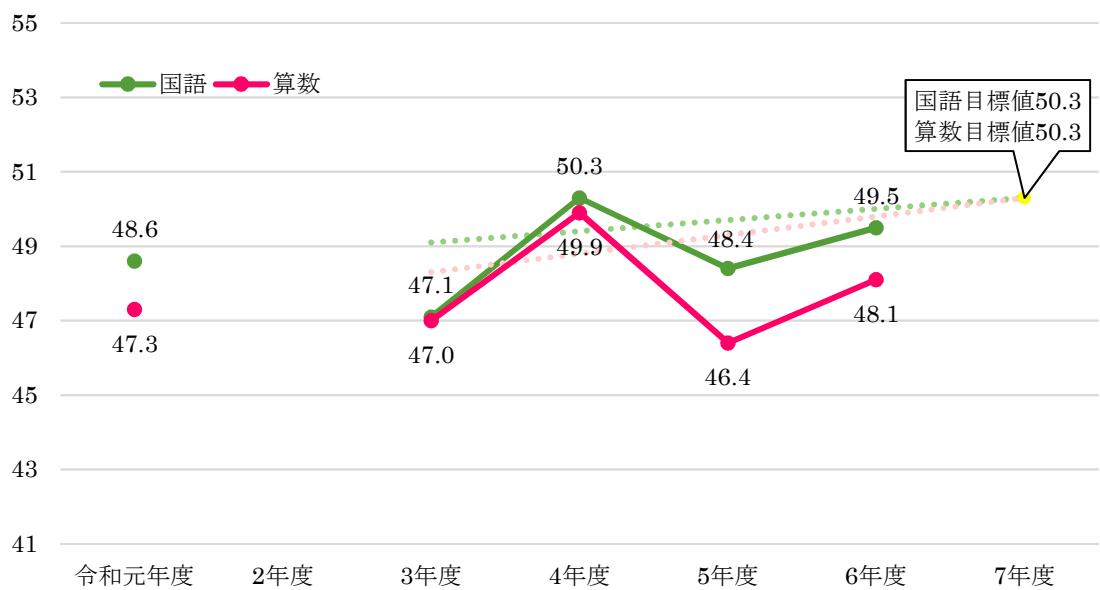
基本目標I 学校教育の充実

基本目標Iは、施策（1）「確かな学力の確立」の取組である「学力・学習状況調査」の結果の検証と指導の工夫・改善について検証しました。次の表は、全国学力・学習状況調査における東松山市の平均正答率を全国の平均正答率で除して50を乗じた数値です。令和元年度と比べ、小学6年生は少し向上がみられるものの中学3年生はやや低下しており、更に個別にみていくと改善すべき課題が挙げられます。

課題の1つ目は「知識・技能の確実な習得」です。「言葉の特徴や使い方に関する事項」や「数と計算・数と式」の正答率を見ると、まだ学力層によっては基礎基本が定着していないことが見られます。

課題の2つ目は「思考力・判断力・表現力の向上」です。全国の平均と大きく差が開いた項目としては「記述や説明する力」があり、形式的な処理だけでなく、内容を深く読み取り、問題場面や内容に対して深く考察する力等を身に付ける必要があります。

全国学力・学習状況調査の全国平均に対する換算値 (小学6年生)



※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施しなかった。

全国学力・学習状況調査の全国平均に対する換算値 (中学3年生)



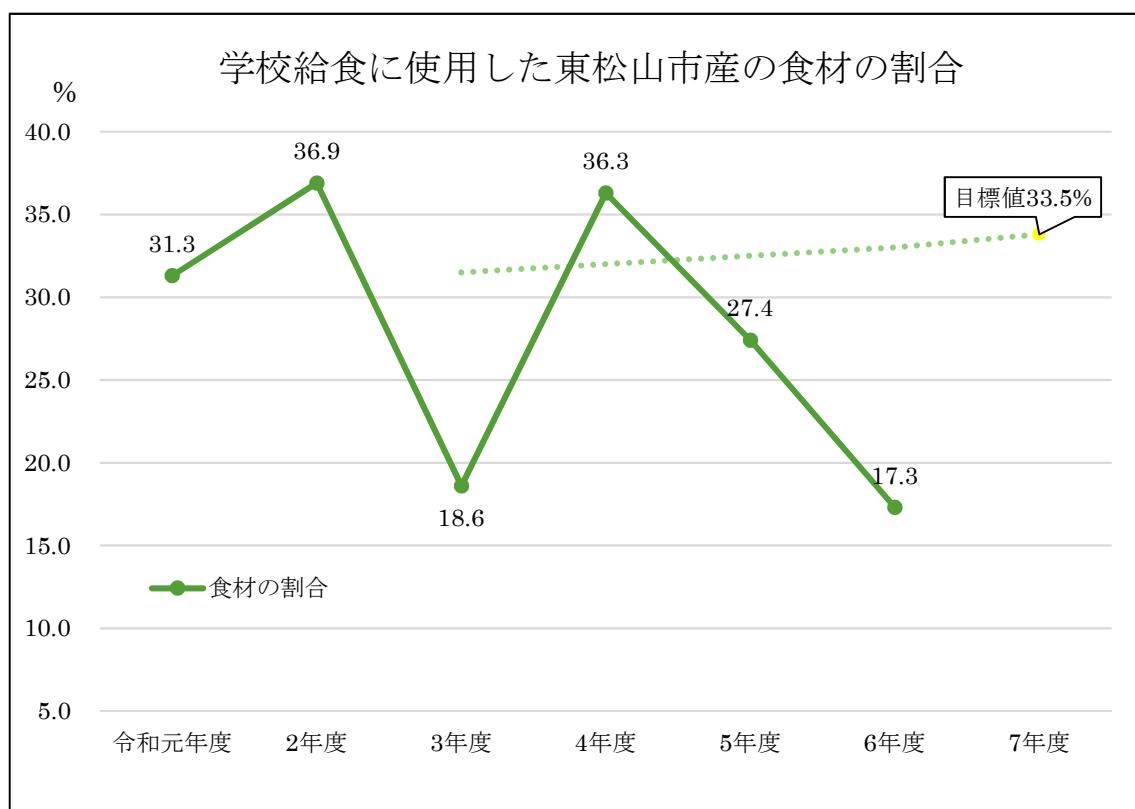
※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施しなかった。

基本目標Ⅱ 教育環境の整備・充実

基本目標Ⅱは、施策（2）「学校給食の充実」の取組である「地場産物活用の推進」について検証しました。次の表は、学校給食センターで調理した品目において、材料として使用した農産物（野菜類）に占める東松山市産の重量割合を示したもので、東松山市産食材の使用割合は天候不順や材料費の高騰などの外的要因で目標に届かない年がありましたが、地場産物の供給拡充や食育の推進のため、今後も積極的に活用する必要があります。

小・中学校では、試食会や食に関する指導を行いました。栄養教諭の専門性を生かし、食育の観点から適切な栄養摂取による健康の保持増進、地域の優れた食文化について、児童生徒や保護者の理解を深めることができました。

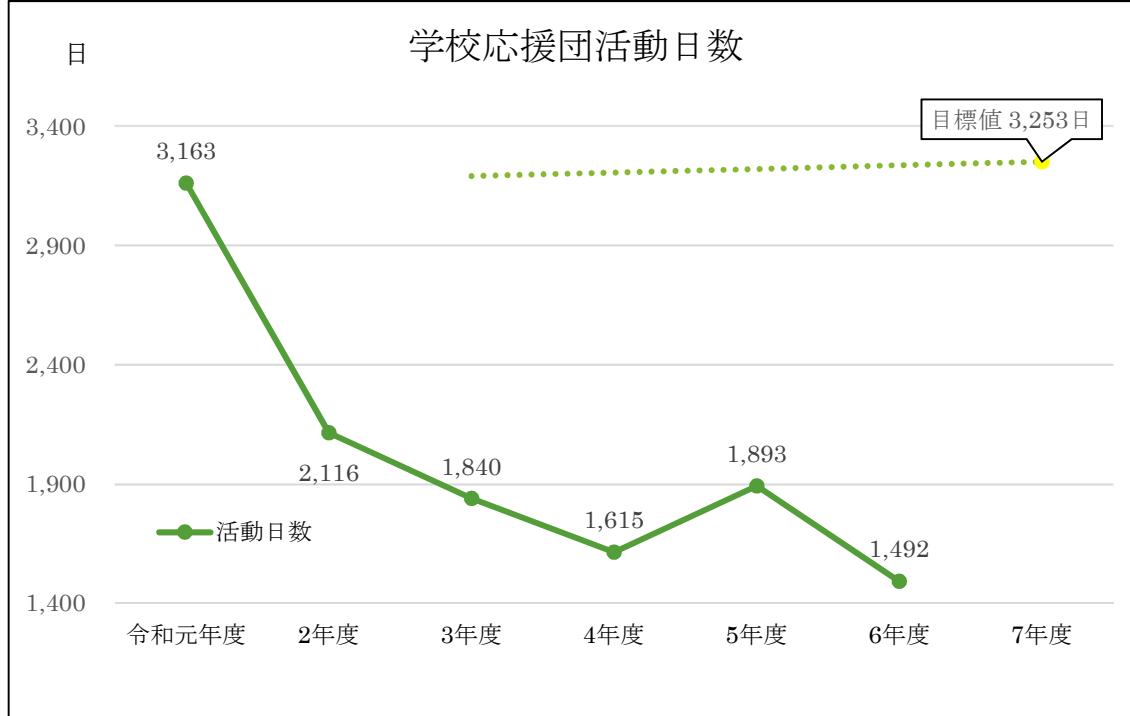
今後の課題としては、地場産農産物の使用について、使用野菜の品目を増やしていくこと、また、生産量が少なく必要量の全量確保が難しい品目については部分使用するなど、生産者直売組合をはじめ関係機関と連携を図りながら、引き続き地場産農産物の活用を図る必要があります。



基本目標Ⅲ 家庭・地域の教育力の向上

基本目標Ⅲは、施策（1）「学校・家庭・地域が一体となった教育の推進」の取組である「学校応援団活動の充実」について検証しました。次の表は、小・中学校の学習活動や環境整備、校内外の安全確保など、ボランティアとして協力・支援を行う保護者や地域住民等による活動組織である学校応援団の活動日数を示したものです。近年の活動日数は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で減少していますが、本の読み聞かせ活動や家庭科の実習援助活動、登下校時における通学路の見守り活動など積極的に取り組みました。また、全校に設置した学校運営協議会の委員が主体的に学校経営に関わり、保護者・地域の皆さんが一定の権限と責任をもって学校運営に参画しながら、学校を核として、家庭・地域社会が一体となって児童生徒へより良い教育が実現できるよう取り組んでいます。

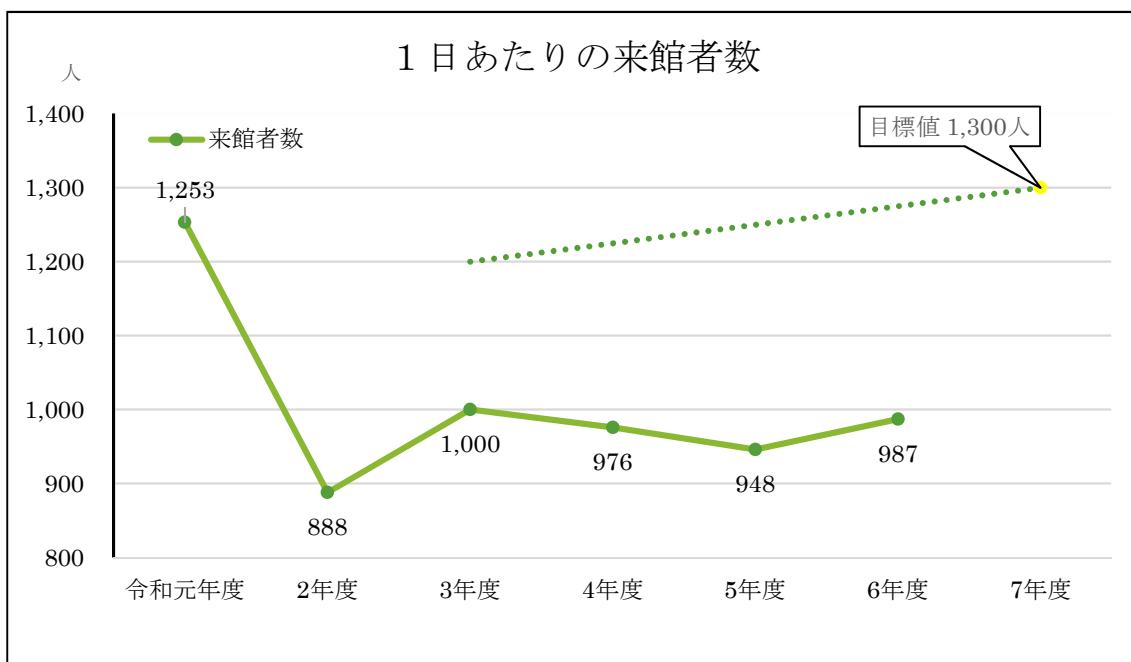
今後の課題としては「コミュニティ・スクール」と「地域学校協働活動」（学校応援団をはじめ学校と地域が相互にパートナーとして行う活動）を更に推進することが課題です。また、通学路の見守り活動や学校応援団を持続可能な取組とするため、広く多くの地域住民に理解し協力いただけるよう周知していく必要があります。



基本目標IV 生涯学習の推進

基本目標IVは、施策（2）「図書館の充実」の取組である「図書館機能の整備」について検証しました。次の表は、東松山市立図書館・高坂図書館・なしの花図書室を利用したそれぞれの延べ人数を各開館日数で除した合計を示したものです。来館者数は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で減少し、以前の水準に回復していない状況にあります。窓口等の業務においては、継続して専門性を備えた司書を配置し、施設の老朽化による不具合箇所については、修繕を実施し機能維持を図りました。また、ティーンズ向けイベント「ビブリオバトル（書評合戦）」の開催や高齢者向けサービス「音読教室」など幅広い世代の企画を行いました。

今後の課題としては、地域の情報拠点としての役割を果たすとともに市民ニーズに対応した図書館サービスの提供について検討を進めていく必要があります。

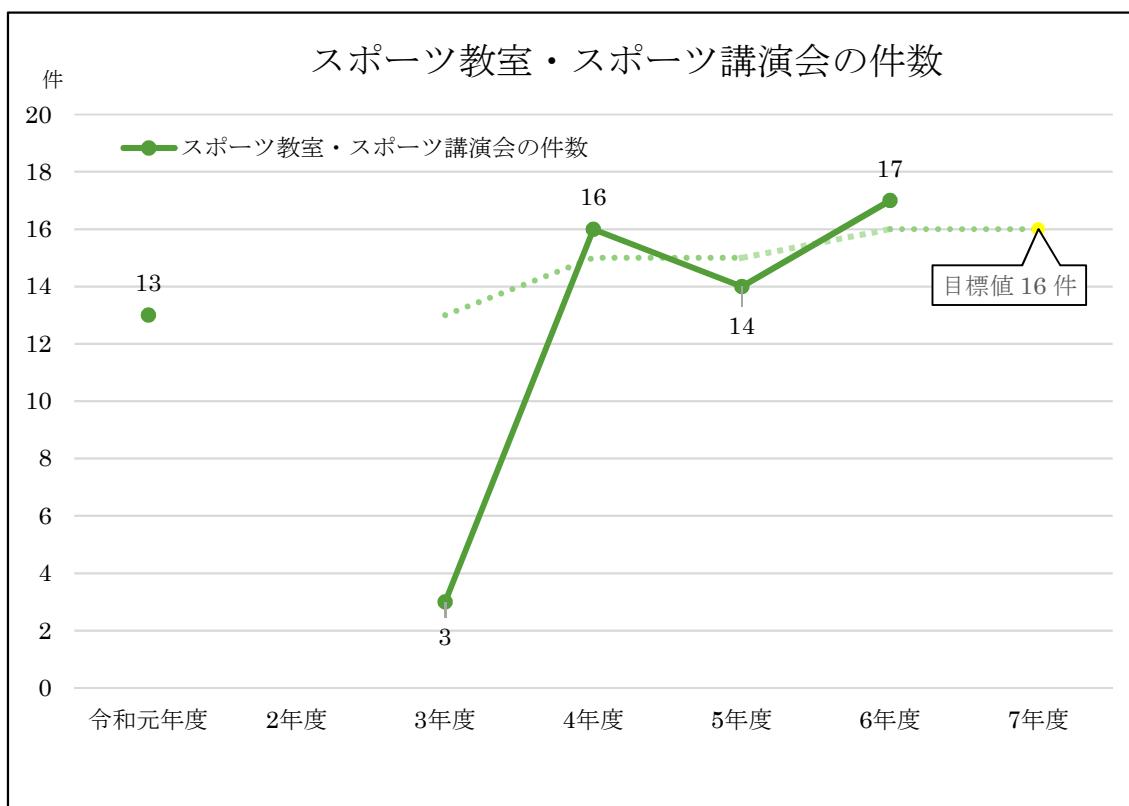


基本目標V 生涯スポーツの推進

基本目標Vは、施策（1）「ライフステージに応じたスポーツ活動の推進」の取組である「スポーツ教室やスポーツ講演会の開催」について検証しました。次の表は、東松山市スポーツ協会や東松山市レクリエーション協会など関係団体の協力により開催したスポーツ教室・スポーツ講演会の件数を示したものです。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で一時期は開催できなかったものの、近年は大学と連携したスポーツ教室や親子ウォーキングを開催し、スポーツを通じて親子で楽しさを共有できる機会を創出しました。

今後の課題としては、スポーツに関心のある市民とない市民の間で運動習慣の二極化が見られることから、より幅広い市民がスポーツを身边に感じ、親しめる施策を展開するとともに、運動習慣の定着を図る必要があります。

また、ウォーキング事業参加者の高年齢化も見られることから、日々のウォーキング事業と日本スリーデーマーチの連携を強化し、相互に魅力を高めることで、それぞれの事業における参加者層の拡大を図る必要があります。



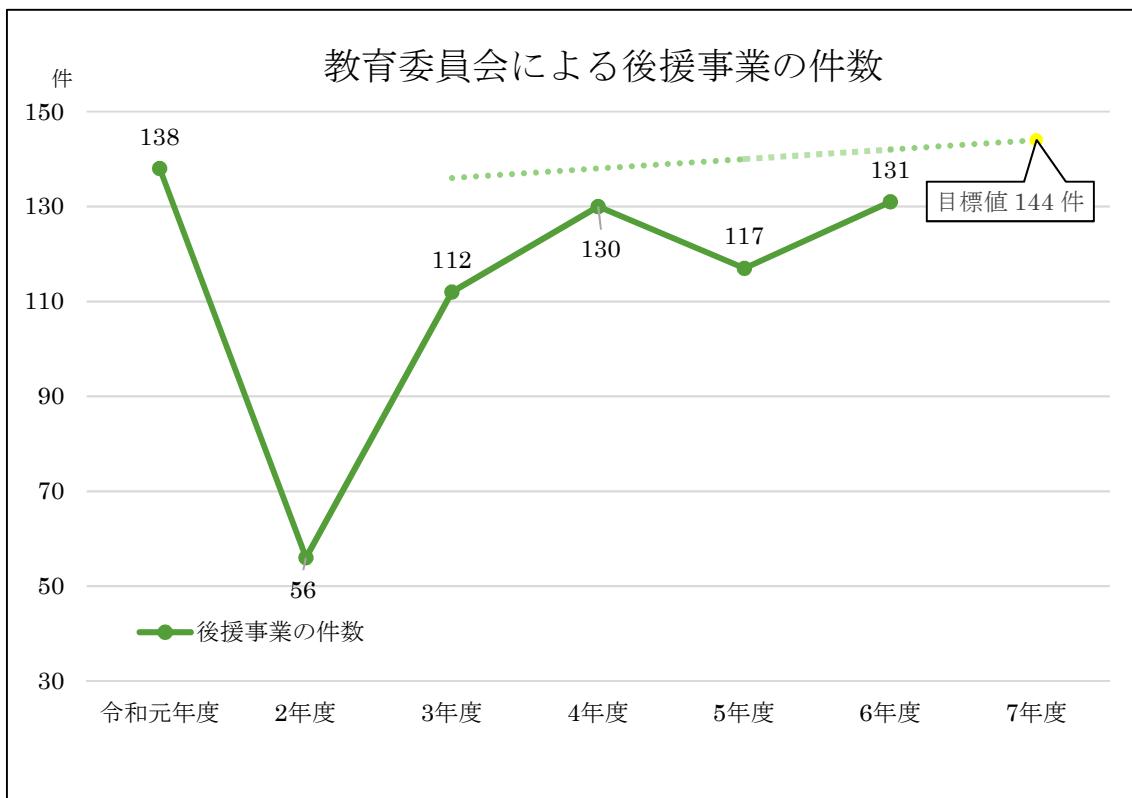
※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施しなかった。

基本目標VI 文化・芸術の振興

基本目標VIは、施策（2）「文化・芸術団体との協働と活動支援」の取組である「サークル活動への支援」について検証しました。次の表は、文化・芸術活動などを行う団体が主催する事業に対して、教育委員会が後援を行った件数を示したものです。

「文協だより」の発行や東松山市文化祭の充実によって、各文化団体の活動内容や魅力を市民に伝え、東松山市文化団体協議会のPRに貢献しました。

今後の課題としては、地域にゆかりのあるアーティストによるミニコンサートや展示会等の情報を市民に対して周知する等、文化・芸術に触れることのできる機会を積極的に創出していくこと及び幅広い世代の市民が文化・芸術に関心を持てる環境を整えていく必要があります。

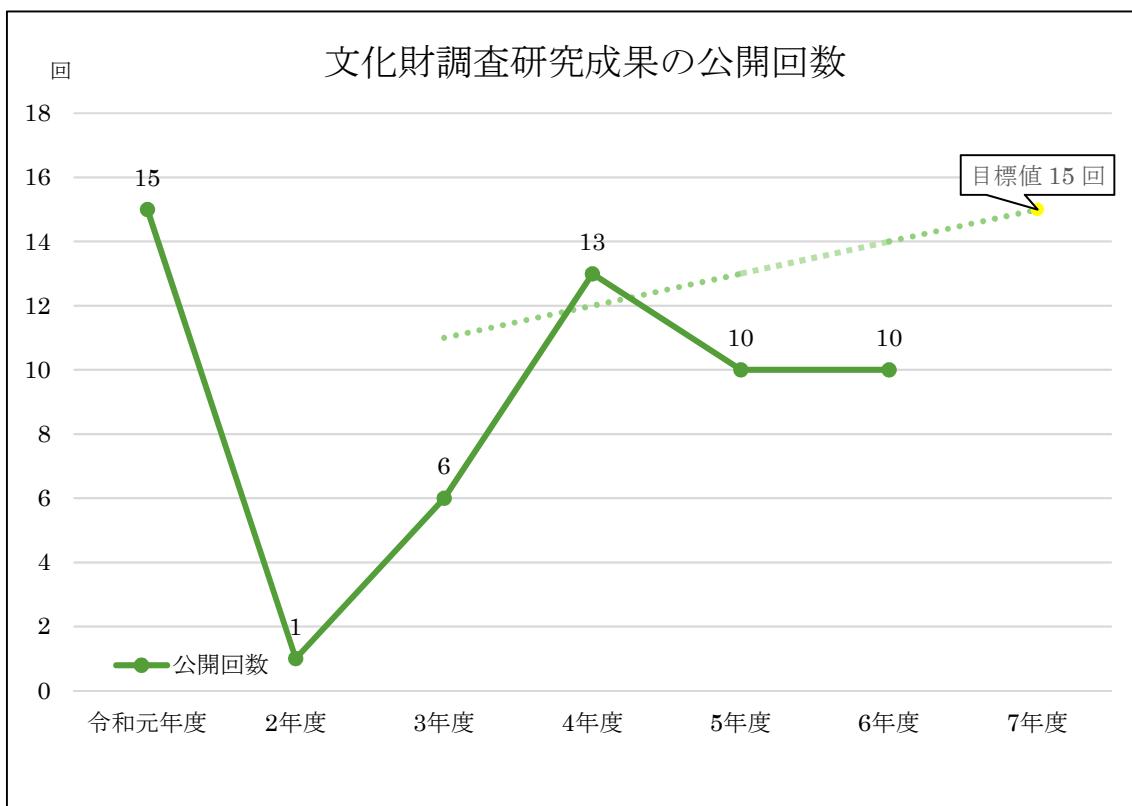


基本目標Ⅶ 文化財保護

基本目標Ⅶは、施策（2）「文化財の啓発と活用」の取組である「文化財に親しむ機会の創出」について検証しました。次の表は、文化財についての調査研究の成果を公開した回数を示したものです。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で一時的に減少したものの、その後、社会教育講座やきらめき市民大学と連携した講座の再開によって増加に転じています。令和6年度は、東松山市民俗芸能保存連絡協議会が実施する民俗芸能祭等の活動の支援を継続したほか、市制施行70周年に合わせ29年ぶりに民俗芸能大会を開催し、民俗文化財の理解の促進を図ることができました。

また、令和6年度には、文化財保存・活用のための具体的な施策を計画的に進めていくための「東松山市文化財保存活用地域計画」を策定しました。

今後の課題としては、地域で守り伝えられてきた貴重な財産である文化財への理解を深めるために、SNSやインターネットを活用した情報発信や、市民が地域の文化財に触れることができる機会の充実を図る必要があります。



IV

東松山市の目指す教育の姿

東松山市では目指すべき教育のグランドデザインとして、令和8年1月に「第3期東松山市教育大綱」を策定し、令和8年度から大綱で示した基本理念・基本方針に則した教育を実践します。

第3期東松山市教育振興基本計画では、教育大綱で示された基本理念・基本方針を実現するために、より具体的な施策についての計画を、体系的に整理しています。

(1) 基本理念

教育基本法において、教育は「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」（第1条）と示されています。

東松山市の未来を担う子供たちが、他者との関係を築きながら、自らの力で人生を切り拓き、幸福な生涯を実現していくために、教育の果たすべき使命は極めて重要です。

また、全ての市民が主体的に社会参加を果たすことができるまちづくりを進めていく上で、生涯にわたる学びの場を構築していくことも、教育の大きな使命です。

これらの使命を果たすため、東松山市の教育行政を進めていく上での基本的な考え方として、東松山市では次の基本理念を掲げます。

☆基本理念

人と地域がつながり

豊かな心で希望をはぐくむ

“学びのまち” 東松山

平成27年10月6日、東松山市出身の梶田隆章先生（当時56歳）が2015年のノーベル物理学賞を受賞することが発表され、同年12月10日にスウェーデンのストックホルムで授賞式が行われました。

梶田先生は、昭和46年に市立野本小学校、昭和49年に市立南中学校を卒業されており、平成28年1月13日のノーベル物理学賞受賞記念講演会には、両校の児童生徒も参加し、祝賀演奏や作文の朗読などを行いました。

東松山市では、梶田先生のノーベル物理学賞受賞を記念した事業として、中学2年生が科学分野の講演を聴講する「夢 with Science」を実施しており、また、小学5年生に「日本科学未来館」を訪れ、科学を身近に触れる機会を創出することで、梶田隆章先生に続く人材育成の契機としています。



夢 with Science 梶田隆章先生による講演

(2) 基本方針

東松山市では、教育行政の基本理念である「人と地域がつながり 豊かな心で希望をはぐくむ“学びのまち”東松山」の実現に向け、東松山市の教育行政を推進していく上での基本方針として、次に掲げる4つの方針を定めています。

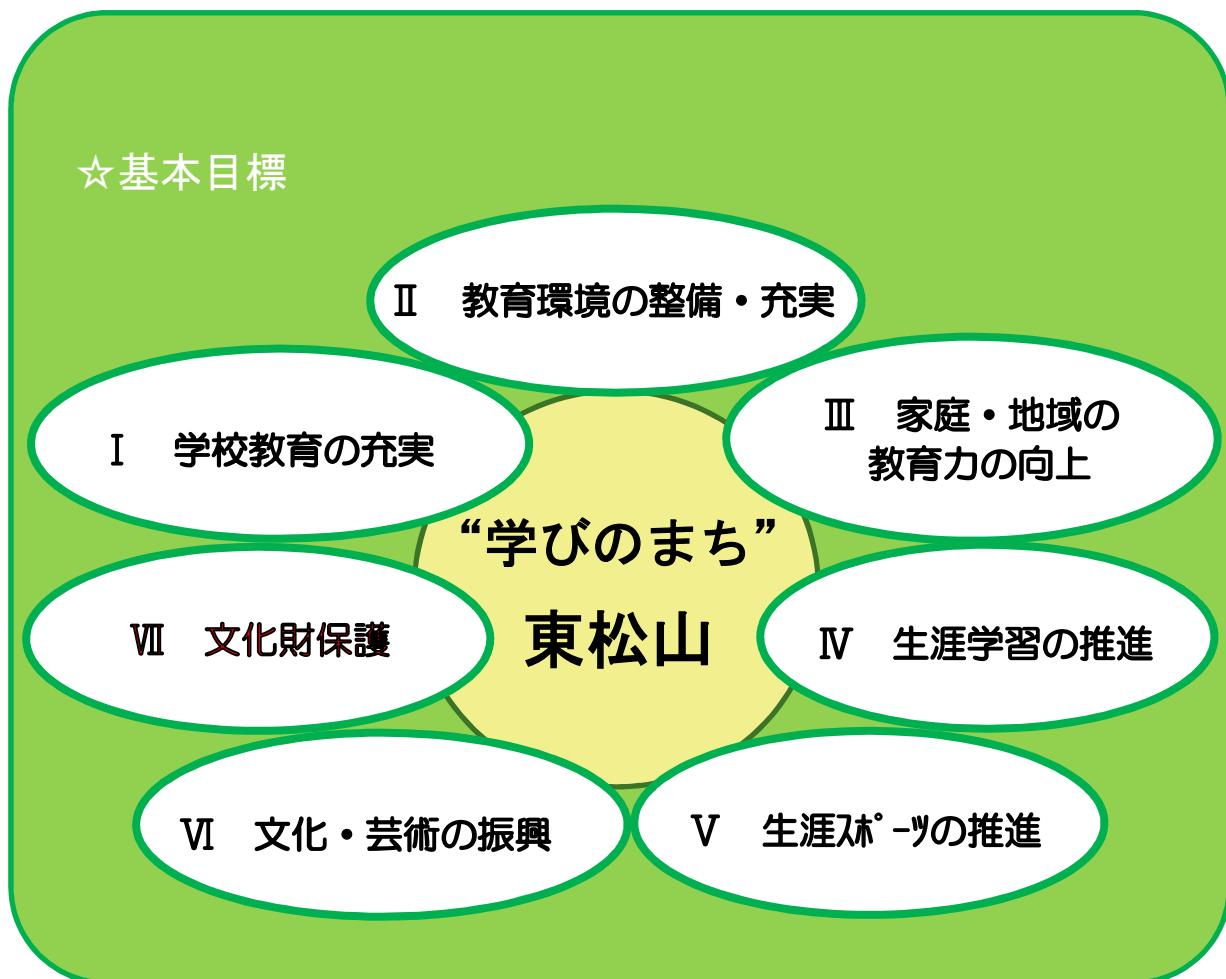
☆基本方針

- 1 確かな学力、豊かな人間性、健やかな体の育成を推進します。
- 2 安全・安心で充実した学習環境づくりを推進します。
- 3 生涯にわたる学びを支援するとともに、スポーツを振興し、ウォーキングによるまちづくりを推進します。
- 4 文化・芸術の振興とともに、伝統文化の継承など文化財の保存・活用を推進します。

東松山市教育委員会では、教育行政が4つの基本方針に合致しているか、常に意識しながら、東松山市の教育の推進のため、様々な取組を実践しています。

(3) 基本目標

東松山市の教育行政の基本理念として示した「“学びのまち”東松山」の実現に向け、4つの基本方針のもと、次に掲げる7つの基本目標を柱とした教育行政を進めています。



東松山市教育委員会では、市民の誰もが自己実現に向けた「学びの充実」を実感できるように、積極的な取組の見直しを行いながら7つの目標達成に向けた事業を推進します。

第2章 施策の展開

第2章 施策の展開



施 策 の 体 系

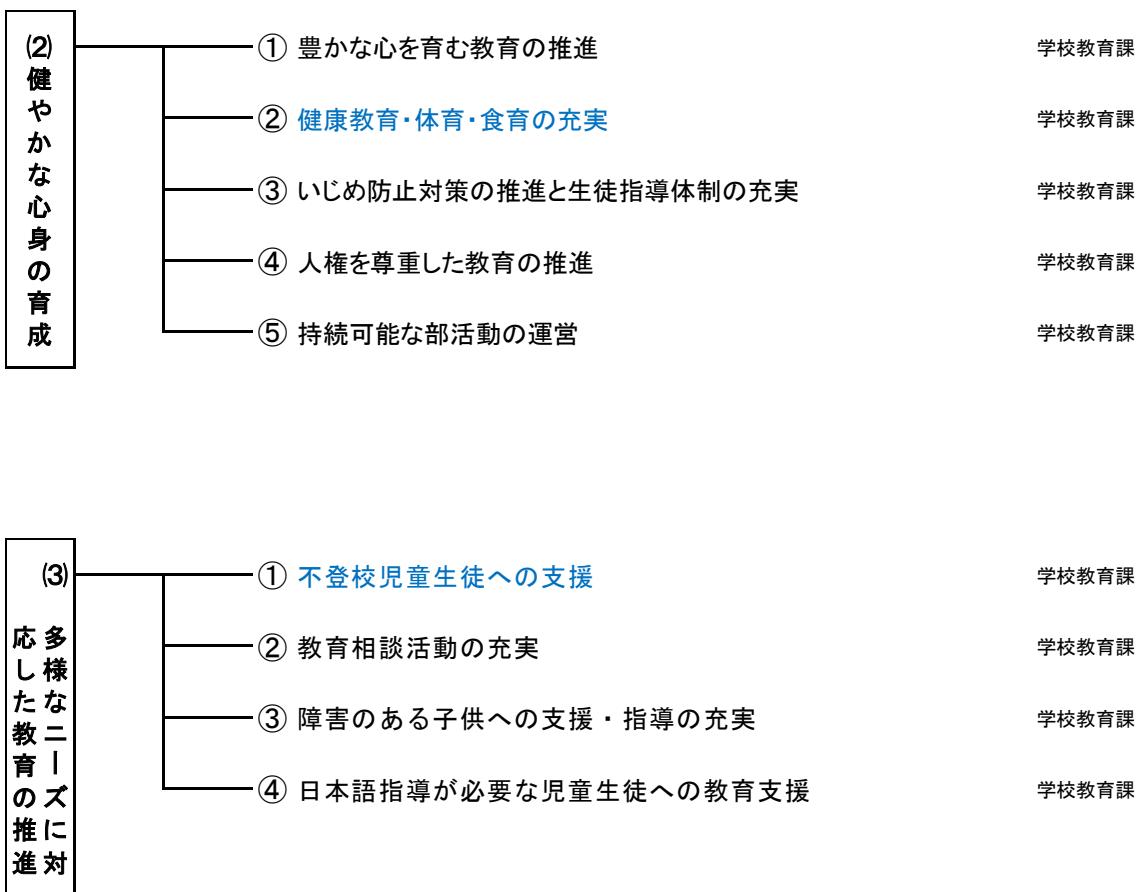
7つの「基本目標」のもとに、15の「施策」と69の「主な取組」を設定します。

評価指標を設定している「主な取組」は青色の文字で表記しています。

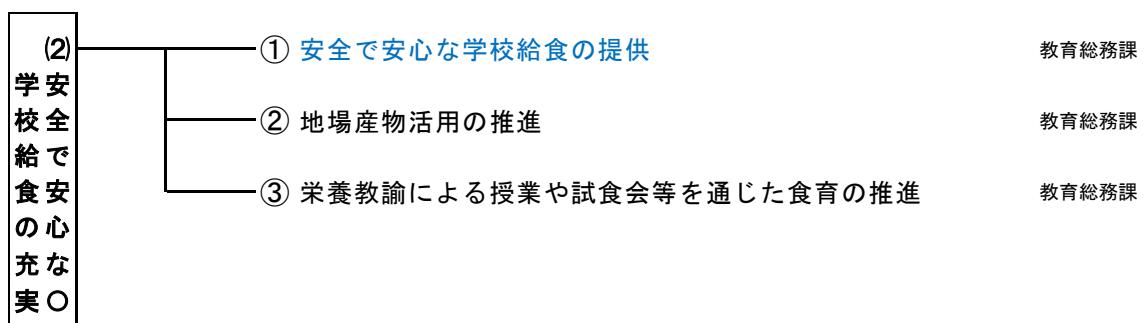
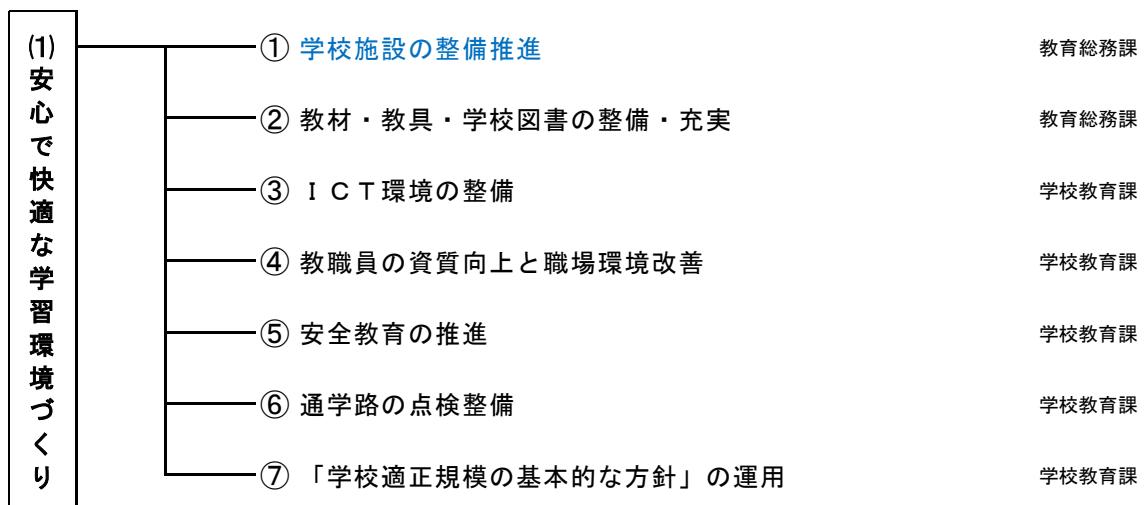
また、それぞれの「主な取組」を実施する担当課（令和7年度現在）も併記しています。

基本目標 I 学校教育の充実 【施策…3 主な取組…14】

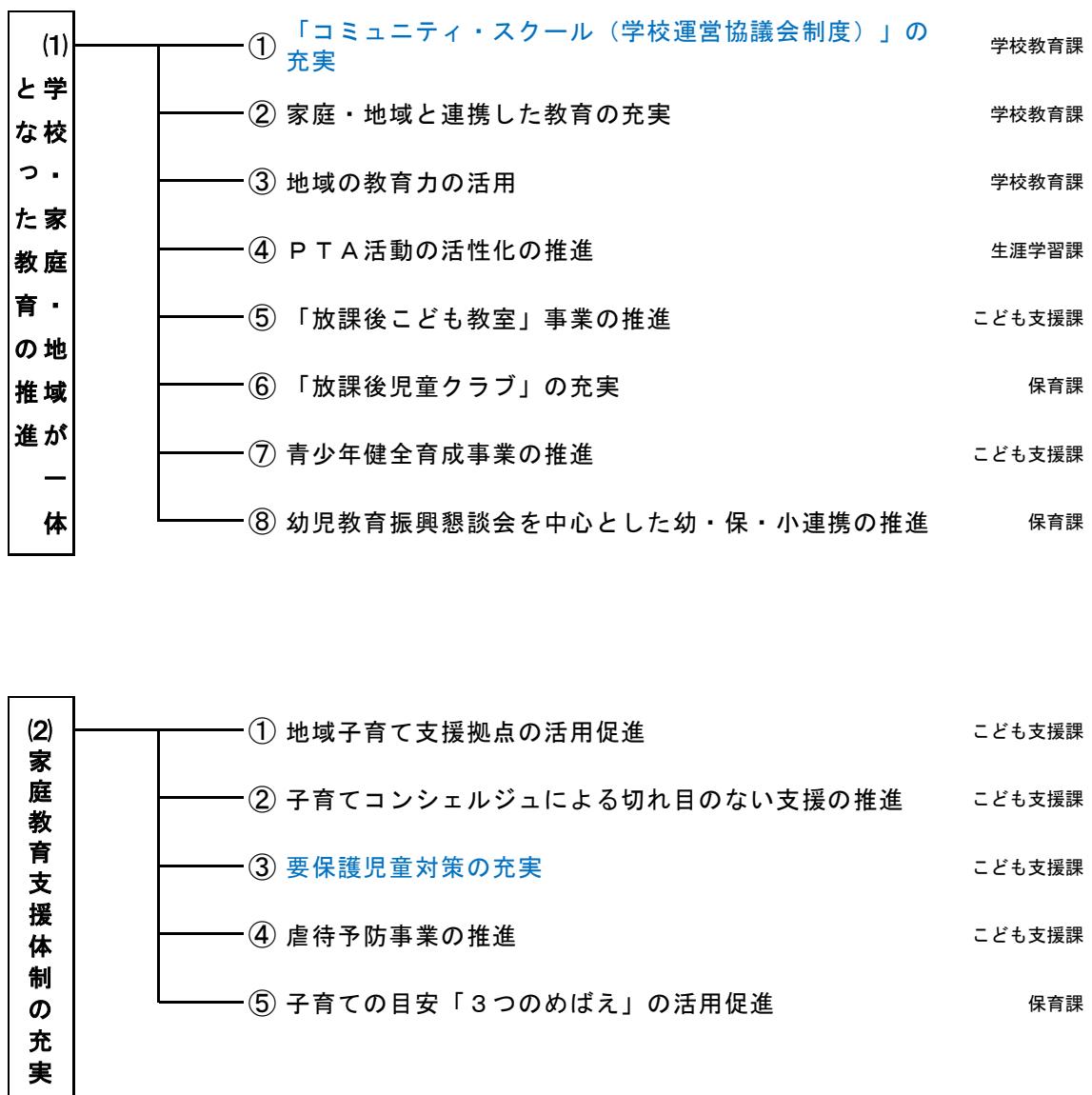
| | | |
|---|-----------------------------|-------|
| (1) 確 か な 学 力 の 確 立 | ① 新しい時代に求められる資質・能力の育成 | 学校教育課 |
| | ② 一人一人の学力を伸ばす教育の推進 | 学校教育課 |
| | ③ 伝統と文化を尊重しグローバル化に対応する教育の推進 | 学校教育課 |
| | ④ 小・中学校9年間を一貫した教育の推進 | 学校教育課 |
| | ⑤ 教職員の資質・能力の向上 | 学校教育課 |



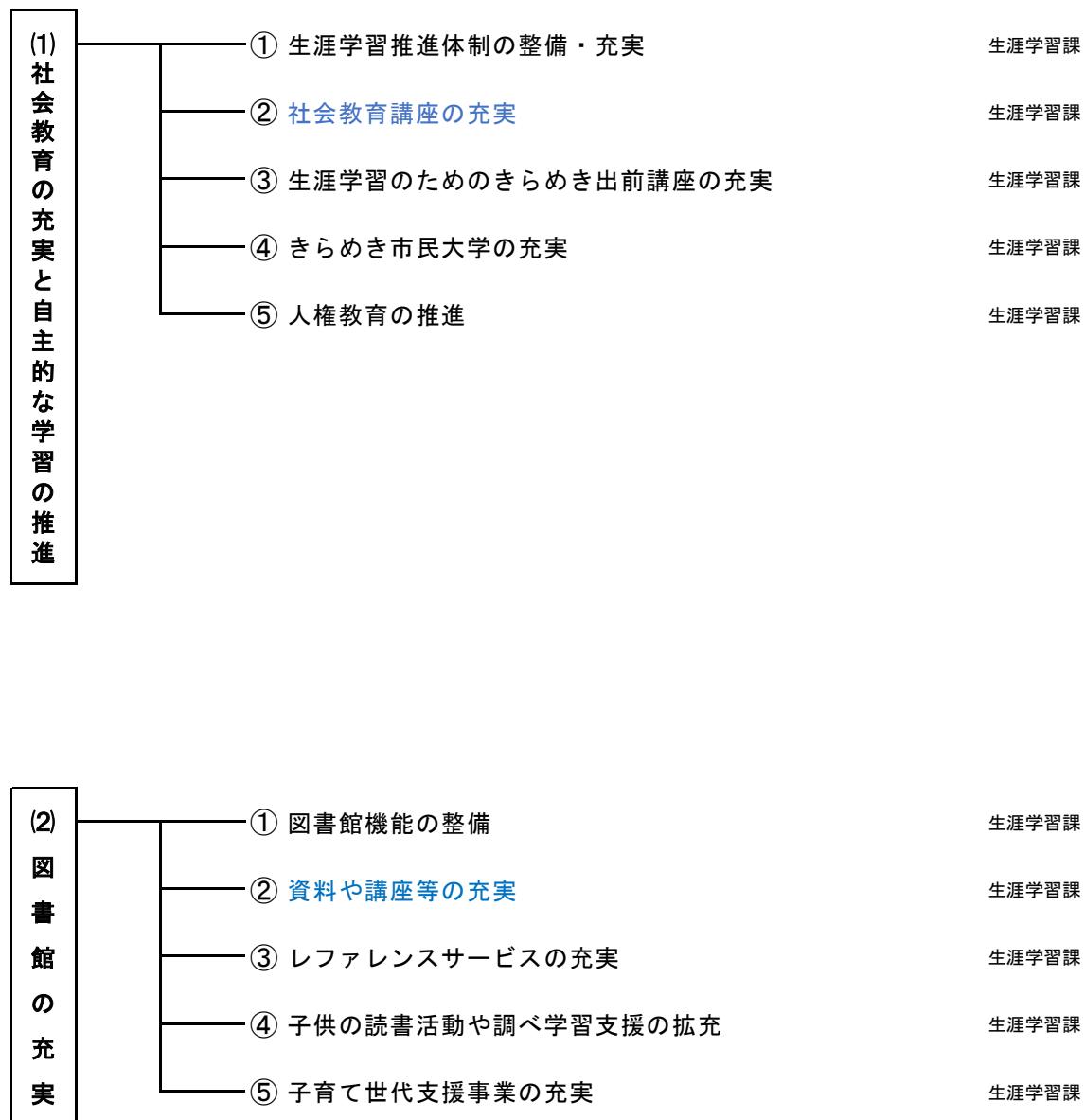
基本目標Ⅱ 教育環境の整備・充実 【施策…2 主な取組…10】



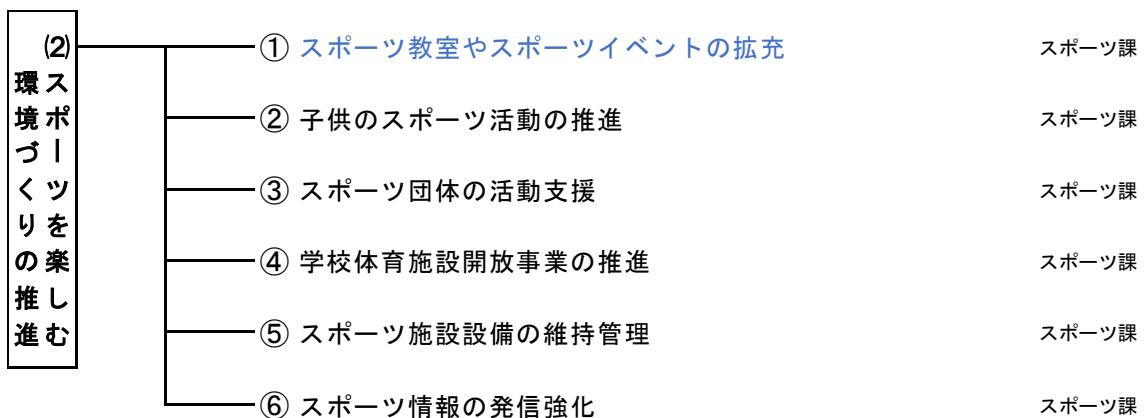
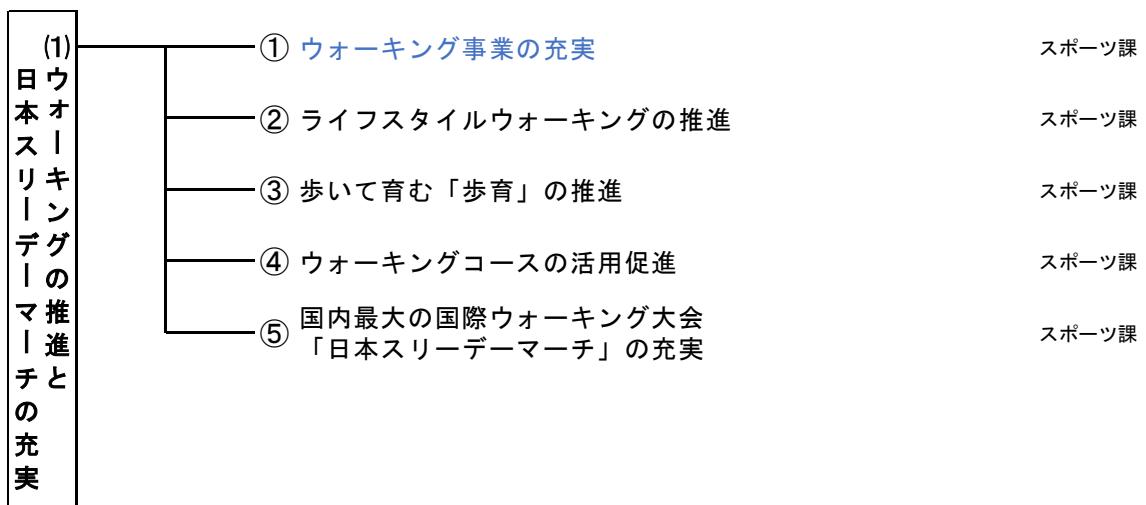
基本目標Ⅲ 家庭・地域の教育力の向上 【施策…2 主な取組…1 3】



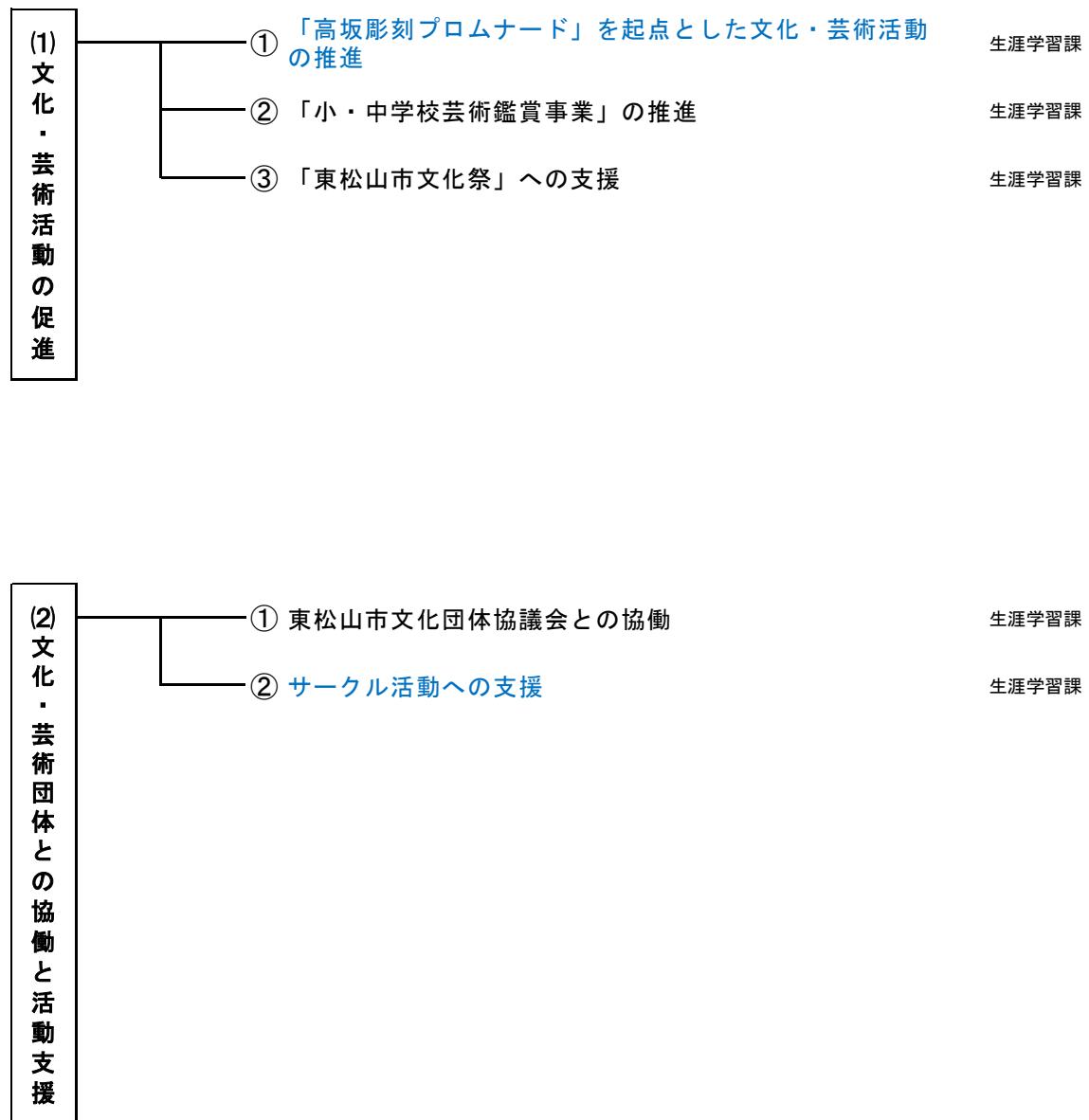
基本目標IV 生涯学習の推進 【施策…2 主な取組…10】



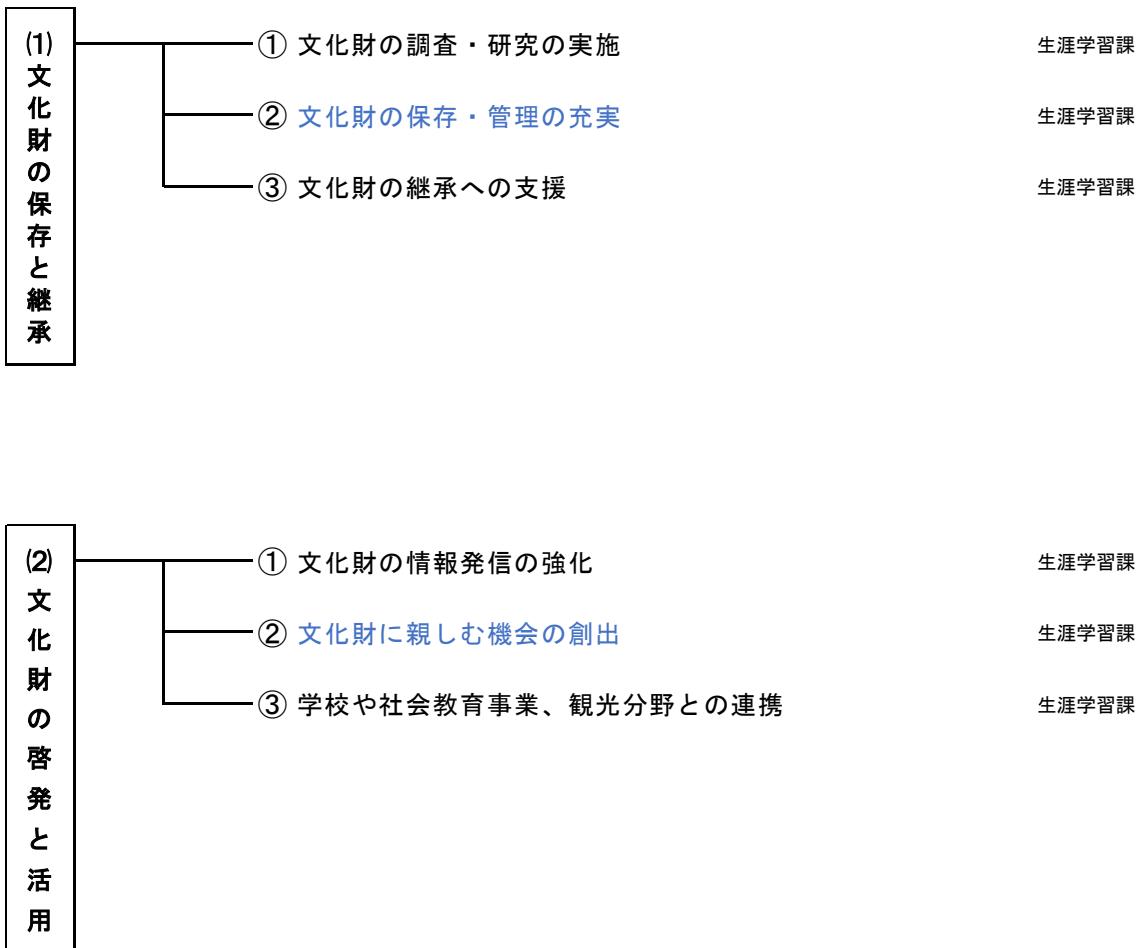
基本目標V 生涯スポーツの推進 【施策…2 主な取組…11】



基本目標VI 文化・芸術の振興 【施策…2 主な取組…5】



基本目標VII 文化財保護 【施策…2 主な取組…6】



施策 (1) 確かな学力の確立

現状と課題

全ての児童生徒が基礎的・基本的な知識や技能を確実に習得し、思考力・判断力・表現力や主体的に学習に取り組む態度などを身に付けるためには、一人一人の成長やつまずきなどを把握した上で、個々の興味・関心・意欲等を踏まえたきめ細かな指導・支援を行うことが重要です。

また、将来の予測が困難であり、グローバル化が進展している社会の中で、複雑かつ困難な課題の解決や持続可能な社会の構築が求められています。このため、社会への主体的な関わりや多様な人々との交流を通じて新たな価値を創造し、未来を切り拓くことのできる力をもった人材を育てることが必要とされています。

施策の方向性

- 基礎・基本の定着を徹底するとともに、思考力・判断力・表現力や主体的に学習に取り組む態度を育成します。
- 全国、埼玉県学力・学習状況調査の結果を分析し、小中9年間の児童生徒の学力・学習状況を把握し、ICTを活用しながら児童生徒の資質・能力の向上を図ります。
- 伝統と文化を尊重する態度を養い、グローバル化の進展に対応する力を育む教育を推進します。
- 児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた、きめ細かな指導を推進します。
- 学習指導要領に基づき、小・中学校9年間を見据えた教育課程の着実な実施とともに、学校における日々の授業を充実させるための授業改善などの取組を推進します。
- 教職員の資質・能力の向上のための研修を充実します。

主な取組

①新しい時代に求められる資質・能力の育成

- ▼児童生徒のコミュニケーション能力や問題発見・課題解決能力・情報活用能力を育成するため、他者と協働して学ぶ時間を授業に効果的に取り入れるなど、各学校における指導内容や指導方法の工夫、改善に取り組みます。
- ▼各教科等の学びを基盤としつつ、様々な情報を活用しながら、それを統合し、課題の発見・解決や社会的な価値の創造に結び付けていく教科等横断的な学習の充実を図ります。
- ▼情報活用能力を育成するため、I C Tを活用した学習活動の充実を図るとともに、基本的な操作技能やプログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する充実を図ります。



グループ学習

②一人一人の学力を伸ばす教育の推進

- ▼「学力・学習状況調査」をもとに、児童生徒一人一人の学習内容の定着や学力の伸び、学習意欲等を詳細に検証し、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善に取り組みます。
- ▼きめ細かな指導を実現するために、少人数指導（すにいかあプラン）や習熟度別指導などの個に応じた指導に引き続き取り組みます。
- ▼補充的・発展的な学習を行う場面等において、デジタルドリル等のI C Tを活用した個別最適な学習を推進します。
- ▼2015年にノーベル物理学賞を受賞された梶田隆章先生の生まれ育ったまちとして「科学大好キッズ」育成事業、理科展、理科研究発表への児童生徒の参加促進など、理科分野への興味を伸ばす教育に取り組みます。

| | | | | | |
|--------------|---|-------|--------|--------|---------------|
| 指標名 | 「埼玉県学力・学習状況調査」において 学力を伸ばした児童生徒の割合 | | | | |
| 説明 | 「埼玉県学力・学習状況調査」において、小学校5年生と6年生及び中学校1年生から中学校3年生までの、国語、算数・数学、英語の学力を伸ばした児童生徒の割合 | | | | |
| 現況値 令和6年度 | 目標までの道標 | | | | 目標値 令和12年度 |
| | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | |
| 65.8% | 66.3% | 66.8% | 67.3% | 67.8% | 68.3% |



少人数指導

③伝統と文化を尊重しグローバル化に対応する教育の推進

- ▼地元の史跡や地場産業の学習を通じて、伝統と文化、歴史や地理に対する理解を深め、郷土に対する誇りを育む教育を推進します。
- ▼地域の方をゲストティーチャーとして学校行事や授業に招き、昔の遊び等を子供たちに伝える交流事業を継続して行います。
- ▼平和資料館や埋蔵文化財センターなど、地域資源を活用し、児童生徒の積極的な体験活動を推進します。
- ▼全ての小・中学校にALTを配置し、多様な文化や生きた外国語に触れる機会を増やし、国際理解やコミュニケーションの育成をするとともに、多文化共生の感性を育みます。
- ▼学校における教育活動全体を通じて、児童生徒の夢や志を育て、グローバルな視点をもち、国際社会の平和と発展に寄与する態度、チャレンジ精神などを育む教育を進めます。
- ▼SDGs（持続可能な開発目標）に基づき、将来にわたって安心して生活できる持続可能な社会の構築への意識を養うため、各教科や総合的な学習の時間などを有効に活用して、環境教育や資源・エネルギー教育などの持続可能な開発のための教育（ESD）を推進します。

④小・中学校9年間を一貫した教育の推進

- ▼中学校区ごとの小中一貫の教育活動により、学力の向上を目指すとともに、豊かな人間性を育みます。また、小学校から中学校への円滑な接続を図ります。
- ▼小学校高学年を中心に、一部教科担任制等を導入し、小中間の授業形態の円滑な接続をするとともに、授業の質の向上を図ります。
- ▼桜山小学校と白山中学校を小中一貫教育特認校として指定し、両校間での児童生徒・教員の交流を進めることにより、小学校と中学校の円滑な接続を図り、学習意欲の向上につなげます。
- ▼小中一貫教育特認校制度の教育実践について検証し、その成果を市内小・中学校へ広め、小中連携教育の推進を図ります。

⑤教職員の資質・能力の向上

- ▼思考力・判断力・表現力等を育むため、児童生徒が主体的に学びに参加し、児童生徒同士や教員との対話の中で各教科等の「見方・考え方」を働きながら深い学びを実現する授業を推進します。
- ▼児童生徒の「主体的・対話的で深い学び」を更に効果的なものとするために、I C Tを活用する授業を推進します。
- ▼「東松山の学級経営スタンダード（改訂版）」を活用し、児童生徒が安心した居場所のある学級の生活づくりを行います。
- ▼埼玉県学力・学習状況調査において、児童生徒の学力を伸ばした教員の優れた取組をまとめた「まつやまっ子」を市内の全教員で共有します。
- ▼「東松山の学習指導スタンダード」「東松山市道徳科スタンダード」を活用し、授業の「ねらい」の明確化や「自分の言葉でふりかえる」指導、「よい発問と計画的な板書」を重視した授業を推進します。
- ▼一人一人の児童生徒と向き合い、全ての小・中学校で自校の課題に応じたテーマを定め、児童生徒理解と教員の指導力向上に向けた校内研修を実施します。
- ▼各学校が児童生徒や地域の実態等を十分踏まえながら、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開していくよう「小・中学校特色化支援事業」を継続して実施し、その成果を市内全校で共有します。
- ▼教育委員会による学校指導訪問において、国や県の最新情報の提供や学校のニーズに応じた指導・助言を行います。

I 学校教育の充実

施策 (2) 健やかな心身の育成

現状と課題

社会状況の変化に伴い、児童生徒の規範意識の低下や人間関係の希薄化、家庭の教育力の低下、地域コミュニティの弱体化といった、児童生徒を取り巻く環境にも変化が生じていることが指摘されています。さらに、自らの人生や社会における答えが一つに定まらない問いを受け止め、多様な他者と議論を重ね、自分も周囲も納得できるものを見いだす力が求められています。

特に、重大な人権の侵害でもある「いじめ」は、どの子供でも、どの学校にも起こり得るとの認識のもと、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むことが重要です。

また、学校と家庭が連携して生活リズムや食生活の乱れを整えるなど、子供たちの健康づくりに取り組むとともに、学校体育や運動部活動を通じて、体力の向上や豊かな人間性を育むことが大切です。

施策の方向性

- 自他の生命を大切にする態度を養う等、教育活動全体を通じた道徳教育を推進します。
- 児童生徒の豊かな人間性を育むために体験活動を推進します。
- 保健教育を充実するとともに、学校と家庭の連携により、児童生徒の基本的な生活習慣の確立を推進します。
- いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けて校内支援体制を構築し組織的に取り組みます。
- 組織的に対応する指導体制を確立するとともに、児童生徒が自発的・主体的に成長や発達する過程を重視し、支援する発達支持的生徒指導を実施します。
- 関係機関や学校、家庭、地域が一体となって、いじめ・非行・問題行動の防止や有害環境、貧困に起因する弊害から児童生徒を守るための取組を推進します。
- 児童生徒が主体的に考える取組などを通して、豊かな人権感覚を育成するとともに、様々な人権課題に対応した教育を充実します。
- 学校体育や運動部活動の充実のために、教員の指導力の向上を図るとともに、専門的な指導力を有する地域の外部人材の積極的な活用を推進します。

主な取組

①豊かな心を育む教育の推進

- ▼生命の大切さを学ぶため、学校・家庭・地域のつながりを強化して「命の教育」を実践します。
- ▼道徳科では、答えが一つではない道徳的な課題について、考え、議論する授業を実施します。
- ▼自己肯定感、自立性、協調性、積極性などの豊かな人間性・社会性を育成することや他者と協働することにより共生社会の実現につなげるため、体験活動の充実を図ります。
- ▼合唱コンクールや理科展など文化的な活動を発表する機会を充実させるとともに、プロの演奏家による音楽鑑賞会や文化施設での校外学習の実施など、子供たちの創造性を伸ばす教育を推進します。
- ▼社会との関わり方を学び、奉仕の心を養う契機となるよう、日本スリーデーマーチや福祉事業、子育て支援事業などに、児童生徒がボランティアとして参加しやすい環境を整えます。
- ▼児童生徒が自ら読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を身に付けていくよう、司書教諭や学校司書が中心となり、読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実を図ります。



赤ちゃん抱っこ体験の様子

②健康教育・体育・食育の充実

- ▼ 望ましい食習慣を実践するための食育活動や、心身の健康を適切に管理する力を身に付けるための健康教育を、学校生活の中に積極的に取り入れます。
- ▼ 保健だより等を活用して家庭でできる取組を紹介するなど、家庭と連携し朝食欠食の解消や睡眠時間の改善に取り組み、基本的な生活習慣の確立を目指します。
- ▼ 生活習慣病やがんに加え、メンタルヘルスやアレルギー疾患、感染症など、現代的な健康課題に対する正しい知識を身に付け、適切な予防行動をとることができるよう指導を充実します。
- ▼ 過量服薬等の最新の情報を取り入れた、薬物乱用防止教育を推進し、児童生徒や保護者に対して、薬物の危険性を周知するための取組を継続します。
- ▼ 家庭や地域と連携して、生活習慣の改善や適度な運動習慣の確立を図るとともに、運動に対する苦手意識の解消に向け「外遊び」を奨励するなど、日常生活の中での体力向上を目指します。
- ▼ 新体力テストの結果を本人・保護者・学校が共有するとともに、体力向上のためのプログラムや教材を活用することにより体育の授業の充実を図り、児童生徒一人一人の体力を伸ばします。

| 指標名 | 新体力テストの5段階絶対評価で上位3段階の児童生徒の割合 | | | | |
|--------------|---|-------|--------|--------|---------------|
| 説明 | 新体力テストの各種目の記録を得点化し、その合計を5段階絶対評価した上位3段階に入る児童生徒の割合。 | | | | |
| 現況値 令和6年度 | 目標までの道標 | | | | 目標値 令和12年度 |
| | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | |
| 小学生 76.6 | 76.8 | 77.0 | 77.2 | 77.4 | 77.6 |
| 中学生 80.0 | 80.1 | 80.2 | 80.3 | 80.4 | 80.5 |

③いじめ防止対策の推進と生徒指導体制の充実

- ▼ 「いじめ防止対策推進法」及び「いじめ防止基本方針」等に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向け、組織的に取り組みます。
- ▼ いじめ・非行・問題行動等に対して、各校の生徒指導体制を確立し、関係機関との連携・協働を推進することで、組織的な指導体制の充実を図ります。
- ▼ 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識をもつことを、学級活動や児童会・生徒会活動を通し、一人一人の児童生徒に徹底します。
- ▼ インターネットを介したいじめやトラブルから子供たちを守るため、関係機関と連携した研修を実施し、児童生徒や保護者への啓発、児童生徒自身によるインターネット利用に関するルールづくり活動等の推進に取り組みます。
- ▼ S O S の出し方教育を拡充し、児童生徒のメンタルヘルスリテラシーの向上や自殺予防教育に取り組みます。
- ▼ いじめ問題対策連絡協議会やいじめ問題調査審議会など、「いじめ防止対策推進法」の規定に基づき設置した組織を活用し、いじめ防止対策やいじめの現状分析を進め、学校におけるいじめ問題の解消に向けた取組を継続します。
- ▼ 庁内連携会議において、各機関が把握している情報を共有し、早期の段階から関係機関が連携することで重大事件の再発防止に取り組みます。
- ▼ 生徒指導専門職員が定期的に学校を訪問し、児童生徒の状況を把握するとともに、各学校に助言・支援を行います。

④人権を尊重した教育の推進

- ▼ 児童生徒や保護者の豊かな人権感覚を育むため、参加体験型学習を取り入れた「人権感覚育成プログラム」の活用を推進します。
- ▼ 教職員対象の研修や学校における人権教育の実践的な研究を行い、指導方法の工夫・改善に取り組みます。
- ▼ 人権問題について児童生徒が主体的に考える取組等を通して、児童生徒の豊かな人権感覚を育みます。
- ▼ 男女共同参画の視点に立った教育のほか、L G B T Q や障害のある人、外国人などへの偏見や差別、同和問題やインターネットによる人権侵害、北朝鮮による拉致問題など様々な人権課題に対応した教育の充実を図ります。

⑤持続可能な部活動の運営

- ▼部活動において、指導者不足への対応や専門性を生かした指導を充実するため、部活動指導員や外部指導者の活用を進めます。
- ▼生徒の多様なニーズに対応するとともに、生徒一人一人の健全な成長につながる部活動を推進するため、教員や部活動指導員、外部指導者の指導力向上のための研修を実施します。
- ▼生徒のバランスの取れた生活や成長に配慮するため、部活動の活動時間や休養日の適正化を進めます。
- ▼技術の向上だけに留まらず、切磋琢磨する経験を通して豊かな人間性を育み、チームワークの大切さを学ぶ場を展開します。
- ▼学校と地域の連携、協働により、地域の実情に応じた地域クラブ活動へ段階的な展開を図ります。



部活動の様子

I 学校教育の充実

施策 (3) 多様なニーズに対応した教育の推進

現状と課題

本市の不登校児童生徒数は、小・中学校で近年大幅に増加しています。不登校は様々な背景や理由に起因しており、未然防止を含む早期段階からの適切な支援が必要です。

また、外国人児童生徒等の増加、ヤングケアラーの顕在化、L G B T Qへの意識の高まり、家庭を取り巻く環境の変化などにより、教育をめぐるニーズは多様化しています。

児童生徒への支援においては、一人一人の可能性を伸ばせるよう、本人の意思を十分に尊重した上で、学校内外の専門機関等で、相談体制の整備や、関係機関と連携し、社会的自立に向けた支援を行うことが求められます。

あわせて、障害のある児童生徒が可能な限り障害のない児童生徒と共に学ぶことができるインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、その構築の視点に立った特別支援教育の推進が求められています。

施策の方向性

- 不登校の未然防止、早期発見・早期対応に向け、児童生徒が安心して学ぶことができる学校づくりを推進します。
- 不登校児童生徒に対して多様で適切な教育機会を確保するなど、状況に応じた支援を推進します。
- 児童生徒一人一人の状況に応じたきめ細かな教育相談ができる体制の充実を図ります。
- 「東松山市教育委員会における障害を理由とした差別の解消の推進に関する対応要領」の趣旨を踏まえ、特別支援教育の充実に取り組むとともに、教職員の専門性の向上を図ります。
- 外国人児童生徒等、日本語指導が必要な児童生徒への教育を支援します。

主な取組

①不登校児童生徒への支援

- ▼「不登校初期対応指針」に則り、欠席した児童生徒への連絡を行い、児童生徒の小さな変化を見逃さない体制を確立し、不登校の未然防止に取り組みます。
- ▼全ての児童生徒が安心して登校できるように、学級経営の充実を図ります。
- ▼校内教育支援センターの充実を図り、不登校や不登校傾向の児童生徒に対して、多様で適切な教育機会を確保する等、状況に応じた支援を推進します。
- ▼不登校の減少を図るため、総合教育センターの相談体制や「ふれあい教室（適応指導教室）での指導体制を整備・充実します。
- ▼総合教育センターでは、教育相談や生活指導、学習補充のほか、工作教室・花壇作業・野外活動などの体験活動を通じて、自立を促すとともに、集団への適応能力を養い、学校復帰及び社会的自立に向けた支援を行います。

| 指標名 | 不登校児童生徒数 | | | | |
|----------------|------------------------------|---------|----------|----------|-----------------|
| 説明 | 小学校 11 校・中学校 5 校の不登校児童生徒数の合計 | | | | |
| 現況値 令和 6 年度 | 目標までの道標 | | | | 目標値 令和 12 年度 |
| | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 | |
| 216 人 | 211 人 | 207 人 | 203 人 | 199 人 | 195 人 |

②教育相談活動の充実

- ▼学校において虐待の早期発見・早期対応の中心となる教員の研修を充実し、虐待から子供を守るための校内体制を強化します。
- ▼虐待を未然に防ぐための家庭や地域社会への啓発や虐待を受けた子供をケアするために、関係機関と連携した取組を推進します。
- ▼教育相談活動を推進するため、専門家や関係機関との連携を強化し、学校における教育相談体制を整備します。
- ▼臨床心理学や児童福祉に関する専門的な知識や経験を有する人材を、積極的に教育相談活動に活用します。
- ▼児童生徒理解に基づいた教育活動を推進するため、研修等を通じてカウンセリング理論の習得や技法の習得に取り組みます。

③障害のある子供への支援・指導の充実

- ▼通常の学級、通級指導教室、特別支援学級など連続性のある「多様な学びの場」を提供するため、発達障害を含む障害のある児童生徒の学習環境の整備・充実に取り組みます。
- ▼障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ支援籍学習や交流及び共同学習を進めます。
- ▼障害のある子供に対し、幼児期から適切な教育的対応ができるよう、就学相談員や就学相談調整会議などを活用して、連続性のある就学相談体制の充実に取り組みます。
- ▼特別支援教育コーディネーターを中心とした校内の支援体制を充実させるとともに、公認心理師等の専門家による巡回支援の活用を進めます。
- ▼特別支援学級においては、個別の指導計画に基づき、各教科等を合わせた指導等の効果的な指導の形態について検討・工夫を行います。
- ▼通常の学級に在籍する言語障害、難聴、発達障害、情緒障害等のある児童生徒に対して合理的配慮を行うとともに、必要に応じて通級による指導の充実に取り組みます。
- ▼教員の特別支援教育に関する研修や、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援に関する研修を充実します。

④日本語指導が必要な児童生徒への教育支援

- ▼日本語指導や学校生活の相談など、帰国・外国人児童生徒などに対する必要な支援を行います。
- ▼県配置の日本語指導加配教員や、市配置の日本語指導講師を活用し、日本語指導が必要な児童生徒に対する特別の教育課程の編成など、帰国・外国人児童生徒に対する教育支援の充実を図ります。

施策 (1) 安心で快適な学習環境づくり

現状と課題

学校施設内や通学路などにおける様々な事件や事故、災害から児童生徒を守ることが一層強く求められています。

小規模建物を除いた学校施設全体の7割が建築後30年以上経過し、老朽化が進んでおり、施設水準の維持が課題となっています。

施設や設備、教材などの学習環境の整備を進めていくことに加えて、気温上昇に伴う熱中症対策等にも注意を払う必要があります。

また、事件、事故、災害から身を守るため、学校で行う安全教育を通じて、児童生徒が自ら危険を予測し、回避する能力を身に付けることが求められています。

特に自転車に関しては、道路交通法の改正を踏まえ安全な利用を推進することで、児童生徒が生涯にわたり交通事故の当事者とならないよう交通ルールの遵守等の指導の徹底を図ります。

あわせて、学校が組織として危機管理を適切に行えるよう、学校や教職員の危機管理能力の向上が求められています。

さらに、市内の小・中学校における教育活動を維持・向上していくためには、今後の児童生徒数の推移を踏まえた学校適正規模の検討とそれに基づく対応が求められます。

施策の方向性

- 計画的な施設改修や教材配備を実施するとともに、定期的な点検や診断により安全性を確保した上で、学校施設の長寿命化に取り組みます。
- 学校の危機管理体制の整備・充実と教職員の危機管理能力の向上に取り組みます。
- 児童生徒の生活安全や交通安全、防災について、地域ぐるみの学校安全対策の整備を推進します。
- 教育の活性化の観点から、適正な学校規模を維持します。

主な取組

①学校施設の整備推進

- ▼定期的な点検や診断を実施し、学校施設の保全・維持管理を行います。
- ▼トイレ等の設備改修は、他の施設改修とのバランスを見極めつつ、計画的な整備を行います。
- ▼広範囲に劣化が見られる屋上や外壁などの改修を進めます。
- ▼熱中症対策として、計画的に体育館、特別教室の空調設備を整備します。

| 指標名 | 早期に対処が必要とされた施設の部位数 | | | | |
|--------------|---|-------|--------|--------|---------------|
| 説明 | 小規模建物を除いた学校施設の劣化状況評価においてD評価(早期に対処が必要)とされた施設の部位数 | | | | |
| 現況値 令和6年度 | 目標までの道標 | | | | 目標値 令和12年度 |
| | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | |
| 7か所 | 4か所 | 3か所 | 2か所 | 1か所 | 0か所 |

②教材・教具・学校図書の整備・充実

- ▼国の「教材整備指針」に示された基準に則して、小・中学校で使用する教材や教具の計画的な整備を進めます。
- ▼全ての小・中学校で、国が示す「学校図書館図書標準」を上回る蔵書を確保するとともに、学校図書の更新や拡充を継続します。

③ICT環境の整備

- ▼児童生徒の情報活用能力の育成や、教育データを活用した効果的な授業の実現などを図るため、ICT環境を整備します。
- ▼ICTを活用し、学校に登校できない状況下においても、学びを継続する体制を整えます。

④教職員の資質向上と職場環境改善

- ▼個々の教員の資質向上に向けて、教員のキャリアステージに応じて、東松山師範塾等の研修を実施します。
- ▼人事評価制度を人材育成・人事管理に適切に活用し、教員の資質・能力のさらなる向上に取り組みます。
- ▼食物アレルギー・アナフィラキシーに関して、研修等を通じて教職員に十分な知識の普及を図るとともに、全教職員が危機管理マニュアルに則った適切な対応ができる体制を確立します。
- ▼統合型校務支援システム等の活用により、校務の効率化・教職員の負担軽減を進め、教職員が子供たちと向き合う時間を確保します。
- ▼「東松山市働き方改革基本方針」に沿って、タイムマネジメントやワーク・ライフ・バランスなどに関する研修の充実や「働き方改革推進月間」「ノー会議デー」「ふれあいデー」「学校閉庁日」の設定による教職員の意識改革と活力向上を推進します。
- ▼風通しのよい職場環境づくりを行うとともに、学校における倫理確立委員会の機能を充実します。
- ▼具体的な事例を盛り込んだ研修資料を活用する等、教職員事故の内容に応じて研修の内容や方法の工夫・改善を行い、教職員の不祥事根絶を図ります。

⑤安全教育の推進

- ▼児童生徒の安全・安心を確保するため、全ての学校で学校安全計画に基づく、組織的・計画的な活動を進め、各学校における防災マニュアルを定期的に検証・改善します。
- ▼非常時においては「自分の身は自分で守る」という防災教育を重視し、災害時に主体的に行動できる児童生徒を育成します。
- ▼児童生徒の防犯・交通安全教育を進めるとともに、家庭への普及や学校安全ボランティアを充実する取組を進めます。
- ▼「学校応援団」「子ども見守り隊」と連携・協力し、登下校時の指導など、学校安全活動を推進します。
- ▼児童生徒に対し、登下校時及び部活動における校外試合などだけでなく、日常から自転車を使用する際には、ヘルメットを着用するよう指導します。
- ▼道路交通法の改正を踏まえ、社会変化に対応した交通安全教育指導を進めています。

⑥通学路の点検整備

- ▼各学校での通学路点検のほかに、家庭や地域、各学校PTAや関係機関と連携し、地域ぐるみで通学路の安全点検を行います。安全点検の実施後、改善の要望があった箇所については、市の関係部署や関係機関（県・警察）と共有して対応を検討し、順次対策を実施していきます。
- ▼学校安全マップを活用し、各学校における登下校時の通学路の安全確保に向けた取組を推進します。



学校安全マップ

⑦「学校適正規模の基本的な方針」の運用

- ▼「東松山市立小・中学校適正規模の基本的な方針」に基づき、少子化が進展する中で、子供たちにとって望ましい、より良い教育環境を整えるために、将来の児童生徒数の推計を注視していきます。その過程において、学習環境に変化が生じたり、教育活動に支障をきたしたりする場合には、保護者や地域、学校関係者と協議の上、再編整備を進めます。

II 教育環境の整備・充実

施策 (2) 安全で安心な学校給食の充実

現状と課題

子供たちの朝食欠食・極端な偏食などの食生活の乱れや、肥満・痩身傾向などが問題となっています。

学校給食を通じて児童生徒に望ましい食習慣を身に付けさせるとともに、食に対する理解や関心を高めるための「生きた教材」として、引き続き安心で安全な学校給食を提供していくことが重要です。

施策の方向性

- 成長期にある児童生徒にとって、食生活の大切な一部である学校給食に使用する食材の安全性を確保します。
- 地場産物の使用割合の向上と合わせ、食事についての正しい理解や、望ましい食習慣の形成のための食育を推進します。



栄養教諭による食育授業

主な取組

①安全で安心な学校給食の提供

- ▼衛生管理を徹底し、調理環境の整備を進めます。
- ▼学校給食従事者の健康管理を徹底するとともに、研修等を通し衛生管理意識のさらなる向上に取り組みます。
- ▼給食使用食材の産地を確認し、ホームページで公表します。
- ▼農薬・化学肥料の使用量を低減させた食材の活用の拡大を図ります。

②地場産物活用の推進

- ▼地場産物の供給拡充のため、地元生産者をはじめ関係機関と連携強化を進めます。
- ▼彩の国ふるさと学校給食月間等に郷土料理を取り入れ、食をはじめとする地域の文化や伝統に対する理解を深め、関心を高めることにより、地域への愛着を形成します。

③栄養教諭による授業や試食会等を通じた食育の推進

- ▼学校給食を「生きた教材」として活用できるよう、行事食、食育の日（日本各地の郷土料理等）、食育月間、全国学校給食週間等で目的をもった献立を取り入れるなど、献立を工夫します。
- ▼給食の時間や授業、試食会などを通じて、児童生徒及び保護者等に「食」の大切さを分かりやすく指導します。



給食週間の献立の例
(東松山やきとりごはん)

| 指標名 | 食育指導実施回数 | | | | |
|----------------|----------------------------|---------|----------|----------|-----------------|
| 説明 | 児童生徒及び保護者等に対する食育指導の実施回数の合計 | | | | |
| 現況値 令和 6 年度 | 目標までの道標 | | | | 目標値 令和 12 年度 |
| | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 | |
| 63 回 | 65 回 | 67 回 | 69 回 | 71 回 | 73 回 |

III 家庭・地域の教育力の向上

施策 (1) 学校・家庭・地域が一体となった教育の推進

現状と課題

子供は地域の大人との日常的なふれあいや様々な体験を通して、地域の構成員としての社会性等を身に付けていきます。そのため、教育に対する地域住民の関心と理解を一層深め、学校と家庭、関係団体、住民などの地域が目標を共有し社会全体で教育に取り組む必要があります。

学校教育においては、地域の人的・物的資源を活用した実社会からの学びの充実を図ることが必要です。

また、家族形態の変化、価値観やライフスタイルの多様化などにより、家庭を取り巻く環境が変化する中、子育てに不安をもつ保護者も多く、地域全体で家庭教育を支えることの重要性が高まっています。

施策の方向性

- 地域全体で子供の学びや育ちを支える地域学校協働活動を推進し、「社会に開かれた学校」を実現します。
- 学校と家庭の役割分担を明確にした上で、相互に連携・協力して家庭教育を進めていく体制を確立します。
- 放課後や週末などの子供たちの居場所づくりを推進します。
- 心身ともに健全な青少年の育成に向けて、地域と連携した非行防止活動等に取り組みます。
- 家庭や地域と連携しながら、子供の発達や学びの連続性を踏まえた教育を充実させ、幼稚園・保育園と小学校との円滑な接続を図ります。

主な取組

①「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」の充実

▼学校運営協議会を中心とした「コミュニティ・スクール」と、地域の方々をゲスト・ティーチャーとして招くといった人材や環境を活用した「地域学校協働活動」の一体的な取組を推進します。

- ▼学校と地域が連携した教育を推進するための研修や情報提供を行い、「コミュニティ・スクール」の機能を強化します。
- ▼学校と地域の関係を発展させるため、学校応援団やP T A、学校運営協議会を活用して「社会に開かれた学校」づくりを推進します。

| 指標名 | 学校応援団活動日数 | | | | |
|---------|-----------------------------------|---------|----------|----------|-----------------|
| 説明 | 小学校 11 校・中学校 5 校の学校応援団活動日数(延べ)の合計 | | | | |
| 現況値 | 目標までの道標 | | | | 目標値 令和 12 年度 |
| 令和 6 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 | |
| 1,492 日 | 1,492 日 | 1,494 日 | 1,496 日 | 1,498 日 | 1,500 日 |

②家庭・地域と連携した教育の充実

- ▼小・中学校全ての教室に掲示している「東松山の子どもたちはこれができます（3つの標語）」を掲げ、児童生徒の意識を高めます。
- ▼埼玉県学力・学習状況調査の質問紙調査（「規律ある態度」達成項目）を本人・保護者・学校が共有・活用することにより、よりよい人間関係の構築や規律ある態度の育成に取り組みます。
- ▼「埼玉県家庭教育アドバイザー」を要請し、保護者を対象とした「親として育ち、力をつけるための学習」の実施を支援します。
- ▼「東松山版家庭学習のすすめ」の普及啓発を進め、子供たちの家庭学習の時間確保につなげていきます。
- ▼家庭学習の習慣を身に付けさせることにより、児童生徒の基礎的・基本的な学力の定着を進めます。



東松山の子どもたちはこれができます
(3つの標語)

③地域の教育力の活用

- ▼地域の自治会やボランティア団体などによる登下校時の安全指導や見守り活動に対する支援を継続し、地域住民と学校との連携強化を進めます。
- ▼地域の大学や企業、団体その他の関係機関と連携して「子ども大学ひがしまつやま」の開催など、学校以外での学びの場を提供します。
- ▼学校公開や学校だより・ホームページなどを通して、学校の取組や教育活動の様子を積極的に発信し、保護者や地域住民が学校運営に参加しやすい環境を整えます。

④PTA活動の活性化の推進

- ▼子供の成長や安全を市全体で支えられるよう、学校・家庭・地域が連携して、地域における教育環境の改善・充実に取り組みます。
- ▼保護者一人一人が家庭教育の役割と大切さについて理解を深められるように、PTA主催の研修会等を支援します。

⑤「放課後こども教室」事業の推進

- ▼放課後の子供の居場所づくりの一環として、地域住民等の協力を得て、子供たちに遊びや学習の場を提供している「放課後こども教室」について、学校との連携を深めながらより一層の充実を目指します。



放課後こども教室

⑥「放課後児童クラブ」の充実

▼共働き世帯等の児童を対象に、「放課後児童クラブ」を活用し、放課後に適切な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全育成に取り組みます。また、夏季休業期間における通学区域を超えた受け入れなどにより、保護者の就労継続を支援します。

⑦青少年健全育成事業の推進

▼東松山モデル「つなぐ」の仕組の実践や、地域の関係機関と連携した青少年非行防止啓発活動、各小・中学校での非行防止教室などを通じ、青少年の非行等の未然防止、早期発見・早期対応に取り組みます。

▼関係機関と連携し、インターネットの適切な利用に関する啓発等を子供と保護者を対象に実施し、青少年の犯罪被害やトラブルの防止に取り組みます。

東松山モデル『つなぐ』～子供を犯罪から守り健やかな成長を期待して～

東松山モデルは、家庭・学校・地域・行政機関・警察等が相互の連携強化で子供を犯罪から守り、健やかな成長を支え『つなぐ』仕組である



⑧幼児教育振興懇談会を中心とした幼・保・小連携の推進

▼幼児教育振興懇談会を中心に、研修会や幼・保・小三者連絡会を通して幼稚園・保育園・小学校・その他関係者の連携を進め、幼児教育の質の向上と小学校教育への円滑な接続を図ります。

III 家庭・地域の教育力の向上

施策 (2) 家庭教育支援体制の充実

現状と課題

少子高齢化や家族構成の多様化により、子供たちを取り巻く環境や生活様式などが大きく変化している中で、家庭では、子育てについての情報の不足を感じたり、悩みや不安を抱えたりする状況が見られます。

家庭には、子供たちの基本的な生活習慣や倫理観などをしっかりと培う役割が求められており、家庭の教育力の向上が課題となっています。

このため、これから親になる世代や子育て中の親に対して、親としての力を高めるための、家庭教育に関する啓発活動を行っていく必要があります。

施策の方向性

- 学校と家庭の役割分担を明確にした上で、相互に連携・協力して家庭教育を進めていく体制を確立します。
- 家庭教育の自主性を尊重しつつ、子育てや家庭教育に対し積極的な支援を行っていきます。
- 不安を抱えている保護者に対し各種相談体制を充実するなど、安心して子育てできる環境を整備します。



子育て支援センター ソーレ 七夕祭り

主な取組

①地域子育て支援拠点の活用促進

- ▼子育て支援センター「ソーレ」「マーレ」を中心とした市内5か所の地域子育て支援拠点において、親子の居場所確保や子育ての支援を行うため、交流の場の提供、子育てに関する相談や援助、情報提供、講習などに取り組みます。
- ▼子育てに悩む保護者の不安等を緩和するため、家庭での取組事例や子育てを楽しむための工夫等を紹介する機会の充実に取り組みます。



子育て支援センター ソーレ



子育て支援センター マーレ

②子育てコンシェルジュによる切れ目のない支援の推進

- ▼妊娠・出産・保育・教育・子育て支援サービスの相談に広く対応する「子育てコンシェルジュ」を配置し、窓口や電話相談に加え、オンライン相談等を実施し、切れ目のないきめ細やかな支援を行います。

| 指標名 | 子育てコンシェルジュによる相談件数 | | | | |
|-------|------------------------------|-------|--------|--------|---------------|
| 説明 | 妊娠・出産・保育など子育てに関する相談を受け対応した件数 | | | | |
| 現況値 | 目標までの道標 | | | | 目標値 令和12年度 |
| 令和6年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | |
| 345件 | 355件 | 365件 | 375件 | 385件 | 395件 |



子育てコンシェルジュによる相談支援

③要保護児童対策の充実

- ▼「こども家庭センター」を中心に、母子保健と児童福祉の連携強化を図り、切れ目のない相談や支援を行う総合相談窓口としての役割を果たします。また、児童虐待の恐れがあると通告を受けてから48時間以内に職員が目視による児童の安全確保を行います。
- ▼東松山市要保護児童対策地域協議会において、関係機関との情報共有を図り、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に取り組みます。

④虐待予防事業の推進

- ▼子育てに悩む保護者などを対象に、体験型の「すくすく子育て練習講座」などを実施し、育児の負担軽減や児童虐待の予防に取り組みます。
- ▼家庭児童相談室を充実させ、子育てに対して不安を持つ親が、子供の発育や育児の悩み等を相談しやすい環境を整備します。

⑤子育ての目安「3つのめばえ」の活用促進

- ▼小学校入学までにこどもに身に付けてほしいことを、「生活」「他者との関係」「興味・関心」の3つの視点から整理した子育ての目安「3つのめばえ」について、その活用方法を幼児教育振興懇談会で検討し、子育て支援や幼児教育に関わる各事業に反映していきます。



子育ての目安「3つのめばえ」 埼玉県リーフレット

施策 (1) 社会教育の充実と自主的な学習の推進

現状と課題

多くの市民は、自己の個性や能力を伸ばし充実した人生を送るため、多様な学習の機会を求めています。

幅広い世代を対象にした社会教育講座や教室を開催していますが、現役世代の参加者が少ない現状があります。興味や関心の高い内容をもとにした講座等の開設により、市民の学習意欲に応じた学びの環境を整える必要があります。

施策の方向性

- 「学び合い共に支える生涯学習社会」を目指し、市民のニーズに応える質の高い学習機会を提供するなど、生涯にわたる学びを支援する取組を推進します。
- 各世代のライフステージに応じた講座の開催等、現役世代の参加率を上げていくための取組を推進します。
- 学んだ成果を生かす仕組みづくりなど、学びの成果の活用を支援します。

主な取組

①生涯学習推進体制の整備・充実

- ▼市の社会教育の方向性を明確化するために「第3次社会教育推進計画」を策定し、質の高い学習機会を提供します。
- ▼市民の多様なニーズに対応できる体制を整備し、ライフステージに応じた学習活動の充実に取り組みます。

②社会教育講座の充実

- ▼参加者アンケートを踏まえ、各世代のライフステージに応じた講座の内容や時間など、参加しやすい講座を開催します。

| | | | | | |
|----------------------|--------------------------|---------------|----------------|----------------|-------------------------|
| 指標名 | 社会教育講座参加者数 | | | | |
| 説明 | 社会教育施設を利用した社会教育講座参加者数の合計 | | | | |
| 現況値 令和6年度 672人 | 目標までの道標 | | | | 目標値 令和12年度 1,000人 |
| | 令和8年度 775人 | 令和9年度 850人 | 令和10年度 900人 | 令和11年度 950人 | |

③生涯学習のためのきらめき出前講座の充実

- ▼市民が、いつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができるよう、きらめき出前講座の内容の充実に取り組みます。
- ▼きらめき市民大学で学んだ学生を講師とした講座を数多く開催することにより、きらめき市民大学での学習成果を市民に還元し、出前講座と市民大学双方の事業効果を高めます。

④きらめき市民大学の充実

- ▼大学教授や各分野の専門家、元教員などをきらめき市民大学の講師として招き、カリキュラムの充実に取り組みます。
- ▼学園祭・スポーツ大会などの自治会活動やクラブ活動など、カリキュラム以外の活動も積極的に展開します。
- ▼施設の経年劣化や学生の入学状況を考慮し、今後の運営方法について検討します。



きらめき市民大学 オープンキャンパス

⑤人権教育の推進

- ▼生涯学習の視点に立って、学校、家庭及び地域社会において、相互に連携を図り、市民一人一人が人権問題に関する正しい理解を深め、課題の解決に向け取組ができるような人権教育を推進します。

施策 (2) 図書館の充実

現状と課題

東松山市では、市立図書館及び高坂図書館を開設し、図書・雑誌、視聴覚資料など、年間延約50万点の貸出しを行っています。

今後の図書館は、これまで培ってきた実績を生かし、地域の情報拠点として、責任ある資料収集や提供を継続しながら、子育て・教育・健康など、生活の中の身近な課題の解決につながる情報の提供や、次代を担う子供たちの読書活動の推進など、図書館サービスのさらなる充実に取り組む必要があります。

施策の方向性

- 市民のニーズや地域の状況などに柔軟かつ的確に対応するため、図書館協議会等の意見を伺いながら、多角的な図書館運営を目指します。
- 地域の情報拠点として、また、人々の交流の場として、それぞれの目的に応じた利用ができるよう、資料や講座等の充実に取り組みます。
- 学校やボランティア等と連携しながら、子供の読書活動をより一層推進します。



図書館見学

主な取組

①図書館機能の整備

- ▼生涯にわたる学習の場としての図書館の役割を踏まえ、全ての市民の知的 requirement に的確に応え、多くの市民が来館しやすい魅力ある事業を展開します。
- ▼窓口等の業務において、専門性を備えた司書を配置します。



たなばた飾りの会

②資料や講座等の充実

- ▼幅広い市民ニーズを捉えた資料を収集するとともに、生活の中の身近な課題解決につながる資料や東松山市の行政資料・地域資料についても積極的に収集します。
- ▼図書館資料を軸とした市民の自主的な学習を行う場として、講座や講演会等の充実に取り組みます。
- ▼利用者へのサービスの充実とさらなる読書推進を図るため、非来館型の電子図書館サービスの利用を促進します。

| 指標名 | 図書館主催行事への参加者数 | | | | |
|----------------|-----------------------------------|---------|----------|----------|-----------------|
| 説明 | 図書館主催により開催されたおはなし会や各種講座等へ参加した延べ人数 | | | | |
| 現況値 令和 6 年度 | 目標までの道標 | | | | 目標値 令和 12 年度 |
| | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 | |
| 3,191 人 | 3,200 人 | 3,240 人 | 3,280 人 | 3,320 人 | 3,360 人 |



歴史教室

③レファレンスサービスの充実

- ▼データベースの利用等、機能性に富んだツールを活用し、レファレンスサービスの充実に取り組みます。
- ▼インターネット等による情報環境を継続して整備し、市民が必要な情報を効率的に活用できるよう支援します。

④子供の読書活動や調べ学習支援の拡充

- ▼家庭・地域・学校が一体となり、地域の実情を踏まえた「第 2 次東松山市子ども読書活動推進計画」に基づき、子供たちの読書活動が一層活発になるよう取り組みます。
- ▼図書館を使いながら情報を活用する力を身に付けられるよう、調べ学習の支援をします。

▼読書離れが進みがちな中・高校生向けの図書の選定・収集を行い、ティーンズコーナーの充実に取り組むとともに、中高生向けのイベントを開催していきます。



ビブリオバトル（書評合戦）

⑤子育て世代支援事業の充実

- ▼子育て中でも気兼ねなく、快適に図書館を利用できるよう、乳幼児向け絵本や育児に関する図書や雑誌を集めた「子育て支援コーナー」の充実に取り組みます。
- ▼子育て中の保護者の図書館利用の促進を図るため、図書館利用者向けの託児サービスを継続します。



図書館利用者向けの託児サービス

V 生涯スポーツの推進

施策 (1) ウォーキングの推進と 日本スリーデーマーチの充実

現状と課題

東松山市では、身近で手軽に取り組めるウォーキングを市民スポーツとして位置付け、地域や学校、企業、団体と協力しながらウォーキングのまちづくりを推進しています。

ウォーキングのまち東松山を象徴する「日本スリーデーマーチ」は、世界各国から参加者が集う国際ウォーキング大会で、参加者がそれぞれの体力にあわせて距離やコースを選択できることから、子供からお年寄りまで無理なく参加できるイベントとして定着していますが、高齢化が進み、参加者やボランティアが減少しています。

今後も広く市民にウォーキングの魅力を伝え、日常生活に取り入れることや日本スリーデーマーチをはじめとしたウォーキング事業への参加を推進することが必要です。

施策の方向性

- 市民一人一人が健康で心豊かに暮らすことができる健康長寿のまちを目指し、市民スポーツとしてウォーキングを推進します。
- 日本スリーデーマーチは、市民が主体になることをコンセプトに掲げ、より地域に密着した魅力的な大会運営を推進します。
- 家事や仕事をしながら室内を歩いたり、エレベーターやエスカレーターに乗らず階段を使用したり、また、通勤時にひと駅手前で降りて歩いたりと、日常的に「歩く」ことを意識する「ライフスタイルウォーキング」を推進します。

主な取組

①ウォーキング事業の充実

- ▼毎月行っているウォーキングセンターの各種ウォーキングイベントの情報を市のホームページや広報紙で発信し、ウォーキングの魅力を積極的にPRします。
- ▼月例市民ウォーキングを実施している各市民活動センターと連携し、それぞれの事業参加者の増加に取り組むとともに、若い世代や親子での参加を促します。

| 指標名 | ウォーキング事業への年間参加者数 | | | | |
|--------------|---|---------|---------|---------|---------------|
| 説明 | ウォーキングセンター主催のウォーキング事業や、市内7か所の市民活動センターが実施する月例市民ウォーキング等への参加者の延べ人数 | | | | |
| 現況値 令和6年度 | 目標までの道標 | | | | 目標値 令和12年度 |
| | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | |
| 10,251人 | 10,300人 | 10,350人 | 10,400人 | 10,450人 | 10,500人 |



ウォーキングセンター

②ライフスタイルウォーキングの推進

- ▼「歩く」ことを習慣化して健康増進を図る取組を継続します。また、正しい歩き方や疲れにくい歩き方などを指導するウォーキング教室を開催します。

③歩いて育む「歩育」の推進

▼「歩く」ことは人間の基本動作であり、幼児期にこそしっかり身に付けることが必要で、運動能力や社会性の獲得による影響を及ぼし、健全な心身を育むための有効な手段と言われています。保育部門との連携により「歩育」事業を推進します。

④ウォーキングコースの活用促進

▼ウォーキングコース「ふるさと自然のみち」に設置された道標等の点検を行い、ウォーキングが楽しめる環境を整えます。

▼関係機関と連携し、コースマップの充実に取り組みます。



「ふるさと自然のみち」コース略図

⑤国内最大の国際ウォーキング大会「日本スリーデーマーチ」の充実

▼日本スリーデーマーチは参加者やボランティアの高齢化、運営経費の増加に対応しながら、市民が主体になることをコンセプトに掲げ、より地域に密着した魅力的な大会運営を推進します。



日本スリーデーマーチ中央会場 出発の様子



中学生ボランティアによるお出迎え



鞍掛橋を渡るウォーカーたち

V 生涯スポーツの推進

施策 (2) スポーツを楽しむ環境づくりの推進

現状と課題

スポーツは、体力の向上やストレスの発散のほか、達成感や連帯感など精神的な充足をもたらします。

令和6年度の市民意識調査において「過去1年間にスポーツやレクリエーション活動を平均してどのくらい行ったか」の問い合わせに対して「ほぼ毎日」「週に2～3回」「週に1回」を合わせた“習慣的に運動を行っている”市民の割合は58.8%で「行わなかった」とした市民の割合は19.3%で、習慣的に体を動かしている市民が多いことが分かりました。

その一方で、習慣的に運動する人としない人の二極化が進んでいるという課題もあります。

それぞれのライフステージに応じ、継続してスポーツ活動を行えるよう、また、スポーツに親しんでもらえるよう環境を整えていく必要があります。

施策の方向性

- 年齢や体力、障害の有無を問わず、生涯を通じて、誰もが親しめるスポーツ活動の充実に取り組みます。
- 東松山市スポーツ協会や東松山市レクリエーション協会、東松山市スポーツ少年団などの活動支援を通じて、市民の生涯スポーツ活動を推進します。
- 既存のスポーツ施設や学校体育施設を有効活用し、施設の機能維持や環境整備に取り組むことで、市民のスポーツ活動を支援します。

主な取組

①スポーツ教室やスポーツイベントの拡充

▼スポーツ推進委員や地域の大学などと協力し、ライフステージに応じたスポーツ教室やスポーツ・レクリエーションの楽しさを感じてもらうための教室、健康づくりのためのスポーツイベントの拡充を図ります。

| 指標名 | スポーツ教室やスポーツイベントへの参加者定員に対する割合 | | | | |
|--------------|--|-------|--------|--------|---------------|
| 説明 | スポーツ課が主管し、スポーツ推進委員や地域の大学などの協力により開催したスポーツ教室やイベントへの参加者定員に対する割合 | | | | |
| 現況値 令和6年度 | 目標までの道標 | | | | 目標値 令和12年度 |
| | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | |
| 69.9% | 71.0% | 72.0% | 73.0% | 74.0% | 75.0% |

②子供のスポーツ活動の推進

▼スポーツに関心を持つ子供を増やすため、スポーツ推進委員や地域の大学などと協力し、体を動かすことの楽しさを感じてもらうスポーツ教室を開催します。

③スポーツ団体の活動支援

▼市民の主体的なスポーツ活動が活発に行われるよう、東松山市スポーツ協会、東松山市レクリエーション協会、東松山市スポーツ少年団などのスポーツ団体の活動を支援します。

④学校体育施設開放事業の推進

▼地域住民を対象にスポーツ活動への参加を促進し、市民の体力づくり、健康の増進を目的として、学校教育に支障のない範囲で小・中学校の体育施設を開放しています。

⑤スポーツ施設設備の維持管理

- ▼全ての市民が安全・安心に利用できる施設であるために、必要な修繕や機能維持に取り組みます。



東松山陸上競技場

⑥スポーツ情報の発信強化

- ▼市が行うスポーツのイベント情報を、広報紙やホームページ、メール配信サービスなどをを利用して積極的に発信します。
- ▼スポーツ施設情報等、市民が必要としている情報を、ホームページに分かりやすく掲載します。

施策 (1) 文化・芸術活動の促進

現状と課題

文化や芸術は、人々に安らぎや生きる喜びをもたらし、人生を豊かにするとともに、社会全体を活性化させ魅力ある社会づくりを推進する力にもなります。

物質的な豊かさに加えて、心の豊かさを求める意識の変化を背景として、文化・芸術活動への参加に対する関心が高まっており、今後は幅広い市民に活動を広げていくことが求められています。

施策の方向性

- 市民の自主的な文化・芸術活動を支援し、活動の成果を発表する機会を拡充していきます。
- 子供たちをはじめ、若い世代が文化・芸術に触れる機会を充実させることを通じて、豊かな心や感性、創造性を育む教育を推進します。
- 地域ゆかりの芸術家の活動を支援し、文化芸術を推進していきます。

主な取組

- ①「高坂彫刻プロムナード」を起点とした文化・芸術活動の推進
 - ▼彫刻家高田博厚を顕彰し、遺族より寄贈された作品の公開を通じて市民が文化・芸術に触れる機会を提供します。
 - ▼「高坂彫刻プロムナード」を市の内外へPRし、文化・芸術を通して心豊かな活力ある社会づくりに貢献します。

| | | | | | |
|--------------|---------------------------|--------|--------|--------|---------------|
| 指標名 | 市が実施する文化芸術事業への来場者数 | | | | |
| 説明 | 生涯学習課文化芸術推進室が企画開催する文化芸術事業 | | | | |
| 現況値 令和6年度 | 目標までの道標 | | | | 目標値 令和12年度 |
| | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | |
| 1,463人 | 1,600人 | 1,700人 | 1,800人 | 1,900人 | 2,000人 |

②「小・中学校芸術鑑賞事業」の推進

- ▼子供たちの豊かな感性・創造性を育むため、公益財団法人東松山文化まちづくり公社の協力により、地域ゆかりの音楽家等が児童生徒に直接、質の高い文化や芸術に触れる機会を提供します。



アーティスト *in school* (小学校)

③「東松山市文化祭」への支援

- ▼東松山市文化団体協議会主催の「東松山市文化祭」への参加団体を支援し、幅広い市民による文化・芸術活動を促進します。
- ▼「東松山市文化祭」の広報活動等に協力し、参加者及び来場者数の増加を目指します。

施策 (2) 文化・芸術団体との協働と活動支援

現状と課題

市内では様々な団体が主体的に文化・芸術活動に取り組んでおり、多くの市民が自己表現の手段として文化・芸術に親しんでいます。

新たに活動を始めようとする市民に対して、必要な情報を的確に発信していくためにも、現在活動を続けている団体との協働体制を確立し、さらなる連携を図っていくことが重要になっています。

施策の方向性

- 東松山市文化団体協議会や公益財団法人東松山文化まちづくり公社などの関係団体との情報共有を図り、文化・芸術活動に関する情報発信を推進します。
- 自発的なサークル活動等への支援を通じて、文化・芸術活動の新たな担い手の誕生を促します。



比企交響楽団定期演奏会

主な取組

①東松山市文化団体協議会との協働

- ▼東松山市文化団体協議会発行の「文協だより」を配布するなど、会の活動内容を広く市民に発信します。
- ▼文化・芸術が、市民の身近なものとなるよう、東松山市文化団体協議会の加盟団体と協働して市民への情報の提供に取り組みます。

②サークル活動への支援

- ▼文化・芸術活動を行う団体等が開催する発表会や展覧会などの後援を通じ、サークルの広報活動を支援します。
- ▼東松山市文化団体協議会への新規加盟を希望する団体の加盟を促進し、事業の実施を支援します。

| 指 標 名 | 公式インスタグラムのフォロワー数 | | | | |
|----------------|------------------------------|---------|----------|----------|-----------------|
| 説 明 | 文化芸術情報の配信を行う公式インスタグラムのフォロワー数 | | | | |
| 現況値 令和 6 年度 | 目標までの道標 | | | | 目標値 令和 12 年度 |
| | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 | |
| 0 人 | 100 人 | 125 人 | 150 人 | 175 人 | 200 人 |

施策 (1) 文化財の保存と継承

現状と課題

有形・無形文化財及び記念物などの文化財を保存・継承するためには、維持管理費や専門的知識を要することから担い手が不足し、貴重な文化財が滅失・散逸する可能性が高まっています。獅子舞や祭りばやし等の民俗文化財についても後継者不足が課題となっており、脈々と受け継がれてきた地域の伝統が消失してしまう可能性があります。

東松山市の長い歴史の中で生まれ、育まれ、今まで守り伝えられてきた貴重な財産である文化財を保存し、未来の東松山市に継承していくことが必要です。

施策の方向性

- 地域の貴重な財産である文化財を守り、後世に継承していくため、記録・保存を行うための調査を進めます。
- 地域ぐるみで貴重な文化財や民俗文化財を保存し、継承していく体制の維持・強化に向けた支援に取り組みます。



箭弓稻荷神社



野田の獅子舞

主な取組

①文化財の調査・研究の実施

- ▼文化財の正確な情報を得るために調査・研究を実施します。
- ▼文化財保存のために必要な調査・研究を実施します。



埋蔵文化財発掘調査

②文化財の保存・管理の充実

- ▼指定史跡の下草刈り等、適切な管理に取り組みます。
- ▼指定文化財の現状把握に努め、適正な保存管理を行います。

| 指標名 | 指定文化財パトロールの実施率 | | | | |
|--------------|---------------------------------|-------|--------|--------|---------------|
| 説明 | 指定文化財の現状把握のために行う文化財パトロールを実施した割合 | | | | |
| 現況値 令和6年度 | 目標までの道標 | | | | 目標値 令和12年度 |
| | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | |
| 79% | 80% | 85% | 90% | 95% | 100% |

③文化財の継承への支援

- ▼指定文化財を後世に伝えるため、文化財の所有者・管理者に対して適切な助言や、補助金による支援を行います。
- ▼東松山市民俗芸能保存連絡協議会と連携し、協議会の活動を支援します。

施策 (2) 文化財の啓発と活用

現状と課題

個人の価値観の多様化や生活様式の変化により、貴重な文化財に触れ、その価値を知る機会が減少しています。また、地域への興味や関心、郷土への愛着心が薄れる傾向もあります。

今後、地域で守り伝えられてきた貴重な財産である文化財の理解を深める必要があります。

施策の方向性

- 本市の貴重な文化財の魅力に触れる機会の充実に取り組みます。
- 観光分野との連携を図り、文化振興だけでなく観光振興にも寄与する取組を実施します。



ミニ三角縁神獣鏡鑄造体験



比企歴史の丘巡回文化財展「比企の装い」

主な取組

①文化財の情報発信の強化

- ▼多くの市民が目にするホームページや広報紙に加えて、SNSやインターネットにより文化財の情報を発信します。
- ▼指定文化財の解説板や標柱を設置し、文化財の情報提供に取り組みます。



文化財解説板・標柱設置

②文化財に親しむ機会の創出

- ▼調査研究成果を活用した展示や講座など、市民が地域の文化財に触れることができる機会を提供します。
- ▼歴史への理解を深めるため、出土文化財等の活用を継続します。

| 指標名 | 文化財啓発事業への参加者数 | | | | |
|--------------|--------------------|--------|--------|--------|---------------|
| 説明 | 文化財の理解を深める講座等の参加者数 | | | | |
| 現況値 令和6年度 | 目標までの道標 | | | | 目標値 令和12年度 |
| | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | |
| 1,000人 | 1,040人 | 1,080人 | 1,120人 | 1,160人 | 1,200人 |

③学校や社会教育事業、観光分野との連携

- ▼小・中学校生を対象とした文化財講座を実施します。
- ▼きらめき市民大学等への文化財講座を実施します。
- ▼文化財情報を観光分野に提供するための具体的な方策について、調整を図ります。

第3章 計画の推進

第3章 計画の推進

I 社会全体で取り組むための連携・協力

計画の推進体制

教育の振興を図るためにには、行政は学校だけではなく、家庭や地域の住民、大学、企業など様々な主体と教育の意義や方向性を共有し、連携・協力して取り組んでいくことが重要です。

◇学校では

学校は、子供たちの教育を中心的に担っており、この計画を実効性あるものとしていく上でも、学校における取組が何よりも重要です。

学校では、この計画の基本理念を共有するとともに、家庭や地域を含めた社会全体と協力しながら、地域の実情や児童生徒の実態に応じて、主体的に教育施策に取り組みます。

◇家庭では

家庭は全ての教育の出発点であり、各家庭が子供の教育に対して第一義的な責任を有することは、教育基本法に明記されています。

各家庭がその役割をしっかりと自覚し、子供の基本的な生活習慣や倫理観、自制心や自立心などを育んでいかなくてはなりません。

そのためには、学校と家庭がそれぞれの役割を担いながら、相互に連携・協力していくことが重要です。

◇地域では

子供たちは、地域での日常的なふれあいや様々な体験を通して、温かく育まれるとともに、社会性も身に付けることができます。

社会に開かれた学校づくりを推進していくため、地域と学校との関係を、地域による学校の支援から、地域と学校の双方向からの連携・協働へと発展させていくことが重要です。

Ⅱ 計画の進行管理

政策評価の実施

第3期東松山市教育振興基本計画に掲げた施策を進めるにあたっては、企画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→改善（Action）というマネジメントサイクルを踏まえ、翌年度の具体的な事業を検討することが重要であると考えます。

この計画では、施策ごとにいくつかの評価指標を設定し、計画の進捗状況や目標の達成度合いをはかることとしています。

教育委員会では、この計画の進行管理とあわせて「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、年度ごとに教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を実施し、結果を公表します。



各年度における重点施策の策定

第3期東松山市教育振興基本計画は、令和8年度からの5年間に取り組むべき教育施策を体系的に明らかにしたものです。

この計画を着実に実現していくためには、各年度において、効果的に事業を展開していくことが必要です。

教育委員会では、計画期間中の各年度における重点的な取組を定めた「東松山市教育行政の重点」を毎年度策定し、この計画を着実に遂行します。

資 料

資料

用語解説

本編中、赤色の波下線（ ）を付した用語について、解説しています。

| 行 | 用語 | 説明 | 掲載ページ |
|---------|-----------------|---|-------------------|
| アルファベット | ALT | Assistant Language Teacherの略で、外国語の授業における補助教員。外国語指導助手と訳される。 | 32 |
| | ICT | Information and Communication Technologyの略で、情報や通信に関する科学技術の総称。 | 7, 30, 31, 33, 43 |
| | LGBTQ | レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（出生時に割り当てられた性別と自認する性別が異なる人）、クエスチョニング（性のあり方を決めていない、決められない等の人）など、性的マイナリティを表す総称の一つ。 | 7, 37, 39 |
| | SDGs（持続可能な開発目標） | 貧困を終わらせ、地球を保護し、すべての人が平和と豊かさを享受できる「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、具体的な行動を呼びかけている。「貧困をなくそう」「人や国の不平等をなくそう」など17の目標と、それぞれに具体的な達成基準がある。 | 32 |
| あ行 | アナフィラキシー | ハチ毒や食物、薬物などが原因で起こる、急性のアレルギー反応のひとつ。 | 44 |
| | いじめ防止基本方針 | いじめ防止対策推進法の趣旨を実現するために平成26年に定めた基本方針。地方公共団体としての方針を定めた「東松山市いじめ防止等のための基本的な方針」と、各学校名で定めた基本方針とがある。 | 37 |
| | インクルーシブ教育システム | 障害のある者と障害のない者が可能な限り共に学ぶ仕組み。 | 39 |
| か行 | 「科学大好キッズ」育成事業 | 子供たちの科学への関心を高めるために、小学5年生を対象に実施している理科教育振興事業。日本科学未来館を訪問し、梶田隆章先生の研究に関する展示等の見学を行っている。 | 31 |
| | 学力・学習状況調査 | 児童生徒が学習内容をどの程度身に付けているか、学習に対する興味や関心などの状況を調べるための調査。全国調査と埼玉県の調査の2つがある。 | 8, 30, 31, 33, 49 |
| | 学校運営協議会 | 保護者や地域住民が一定の責任を持って主体的に学校運営に参画する仕組み。 | 11, 48, 49 |
| | 学校応援団 | 学校における学習活動、安全確保、環境整備などについて、ボランティアとして協力・支援を行う保護者や地域住民による活動組織。 | 11, 44, 49 |

| 行 | 用語 | 説明 | 掲載ページ |
|---|------------|---|-----------------------|
| | 学校図書館図書標準 | 公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、学級数に応じて文部科学省が定めた蔵書数。 | 43 |
| | 家庭児童相談室 | 家庭児童相談員が、しつけ、子育ての不安や悩み、児童虐待など、18歳未満の子供と家庭の問題についての相談に応じている相談室。 | 55 |
| | 考え、議論する | 道徳科における「主体的に自分との関わりで考え、多様な感じ方、考え方と出合い交流することを通して、自分の感じ方、考え方を明確にする」という学習・指導改善の視点。 | 35 |
| | 感染症 | 人や動物を通じて、ウイルスや細菌が体の中に侵入して増殖し、発熱や下痢などの症状が出ること。 | 6, 11, 12, 13, 15, 36 |
| | 教材整備指針 | 学校あたり、学年あたり、学級あたりの整備の目安を、教材ごとに例示した文部科学省の指針。 | 43 |
| | きらめき市民大学 | 地域における生涯学習の推進を図り、市民の生涯学習活動を体系的・継続的に支援するために、東松山市が平成14年に開設した市民大学。くらしと健康学部、国際・文化学部、歴史・郷土学部の3学部からなり、幅広い年齢層の方が2年間の学習課程で学んでいる。 | 15, 57, 76 |
| | きらめき出前講座 | 市民活動センターや自治会館、個人宅など、住民が希望する会場へ市の担当職員などが訪問し、市政などに関する様々な講義を行う事業。令和7年度時点で、市の情報など15講座、学習・スポーツ6講座、くらし・コミュニティ20講座、健康・福祉・子育て29講座、市民大学12講座から選択することができる。 | 57 |
| | 規律ある態度 | ①登校時刻 ②授業開始時刻 ③靴そろえ ④整理整頓 ⑤あいさつ ⑥返事 ⑦ていねいな言葉づかい ⑧やさしい言葉づかい ⑨学習準備 ⑩話を聞き発表する ⑪集団の場での態度 ⑫清掃・美化活動 | 49 |
| | グローバル化 | 従来の国家や地域の枠を超えて政治・経済・文化などが展開され、地球規模で資本や情報のやりとりが行われること。 | 6, 30 |
| | ゲストティーチャー | 外部指導者として招かれ、学校での授業等を行う保護者や地域住民。 | 32 |
| | 校内教育支援センター | 児童生徒が学級へ入室困難な場合等に利用できる、個々の状況に応じた支援等を行う教室。 | 40 |

資料

| 行 | 用語 | 説明 | 掲載ページ |
|--------|----------------|--|------------|
| さ 行 | 子育てコンシェルジュ | 子育て支援を必要としている子供や保護者が、様々なサービスの中から適切にサービスを選択し、利用することができるよう、東松山市が配置した子育て支援相談員。子育て支援情報の集約や提供などのほか、利用者からの相談に応じて関係機関との連絡調整などを行う。 | 54 |
| | 子育ての目安「3つのめばえ」 | 小学校入学前までに子供たちに身に付けて欲しいことを「生活」「他者との関係」「興味・関心」の視点から埼玉県が取りまとめたもの。 | 55 |
| | こども家庭センター | 全ての妊娠婦、子育て世帯、子供への一体的な相談支援を充実させるために設置した総合相談窓口。 | 54 |
| | 子ども大学ひがしまつやま | 子供の学ぶ力を育み、地域で子供を育てる仕組みを構築することを目的に、大東文化大学や埼玉県の協力を得て実施している、小学4年生から6年生を対象とした講義。座学と実習を組み合わせて、はてな学、ふるさと学、生き方学の3つのテーマを学ぶ。 | 50 |
| | 子ども見守り隊 | 登下校時に立哨などを行い、子供を見守る地域のボランティア。令和7年度現在、市内に98団体、約1,800名が活動している。 | 44 |
| | コミュニティ・スクール | 保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会を設置して「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。 | 11, 48, 49 |
| さ 行 | 埼玉県家庭教育アドバイザー | 学校、幼稚園・保育所、企業等が行う家庭教育に関する取組を支援するため、埼玉県が派遣するアドバイザー。 | 49 |
| | 彩の国ふるさと学校給食月間 | 埼玉県が定めた、地元産食材の一層の活用を図るとともに、地元産食材や郷土食等への理解を通してふるさとへの愛着を深める学校給食活動を推進する期間。毎年6月と11月。 | 47 |
| | 時間外在校等時間 | 教師など教育職員が校内に在校している時間及び校外での勤務の時間を合算し、そこから休憩時間等を除いたものを在校等時間とし、在校等時間から正規の勤務時間を引いたもの。 | 7 |
| | 持続可能な社会 | 「環境」「経済」「人間社会」のバランスが取れた社会。すなわち、有限な地球環境の中で、環境負荷を最小にとどめ、資源の循環を図りながら、地球生態系を維持できる社会のこと。 | 6, 30, 32 |
| | 習熟度別指導 | 教科の習熟度に応じて児童生徒をグループ分けし、それぞれのグループの進度や理解度に合わせて指導を行うこと。 | 31 |

| 行 | 用語 | 説明 | 掲載ページ |
|----|-----------------|--|------------|
| 行 | 社会に開かれた学校 | 家庭・地域と連携・協働した教育活動を行う学校。 | 48, 49, 78 |
| | 就学相談員 | 臨床心理士や上級カウンセリング研修修了者などで、就学先選択の相談に応じるため、東松山市教育委員会から委嘱または任命された者。 | 41 |
| | 就学相談調整会議 | 就学先の選択に際して、適切な総合的支援を行うため開催される、専門医や臨床心理士、知識経験者、学校教育関係者、保護者などからなる会議。 | 41 |
| | 主体的・対話的で深い学び | ①主体的な学び：学習活動を見通し、振り返り、課題を解決していくこと。 ②対話的な学び：学び合い等、他者と協働すること等によって、自己の考えを広げ深めること。 ③深い学び：習得・活用・探求という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすること。 | 31, 33 |
| | 小中一貫教育特認校 | 桜山小学校と白山中学校における小中一貫教育を実施し、小・中学校の連携強化を図る。 | 33 |
| | 小・中学校特色化支援事業 | I C Tの積極的な活用・キャリア教育に重点を置いた教育・放課後の補習授業・小中連携教育など、各小中学校の特色をいかした教育の推進に対して、教育委員会として活動経費や指導主事の派遣などの支援を行う事業。 | 33 |
| | 少人数指導（すにいかあプラン） | 東松山市の進める少人数教育の呼称。ウォーキングのまちとして市のロゴに採用されているスニーカーにちなみ「すこやかに、にこやかに、いきいきと、かがやく瞳、あゆむ子ども」の頭文字をとって名付けられた。 | 31 |
| | 人権感覚育成プログラム | 様々な人権に係わる問題に対して、児童生徒が自分の大きさを認めるとともに、他者の心の痛みや感情を共感的に受容する想像力や感受性、意欲等を育成することを目指して埼玉県が作成した、児童生徒の豊かな人権感覚の育成を図るプログラム集。学校教育編のほか、社会教育編がある。 | 37 |
| | 新体力テスト | 国民の体位の変化、スポーツ医・科学の進歩などを踏まえ、これまでの内容を全面的に見直して、平成11年度の体力・運動能力調査から導入された体力テスト。 | 36 |
| た行 | 高坂彫刻プロムナード | 東武東上線高坂駅西口から西に伸びる通りの歩道およそ1キロメートルにわたり展示されている、高田博厚の32体の彫刻作品群。 | 69 |

資料

| 行 | 用語 | 説明 | 掲載ページ |
|--------|---------------------------------------|---|----------------|
| | 地域学校協働活動 | 地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。 | 11, 48 |
| | デジタルトランスフォーメーション（DX） | デジタル（Digital）と変革を意味するトランスフォーメーション（Transformation）により作られた造語。様々なモノやサービスがデジタル化により便利になったり、効率化されたりし、その結果デジタル技術が社会に浸透することで、それまでには実現できなかった新たなサービスや価値が生まれる社会やサービスの変革を意味する。 | 6 |
| | 統合型校務支援システム | 児童生徒の学習・出欠席・成績管理、通知表・指導要録作成等の多岐にわたる機能を持つ、学校における広く「校務」と呼ばれる業務全般を実施するため必要となる機能を持つシステム。 | 44 |
| | 特別支援教育コーディネーター | 適切な特別支援を行うため、関係機関や関係者との連絡調整や取りまとめを行う教員。 | 41 |
| | 読書活動 | 読書を通して、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付ける活動。 | 58, 60 |
| な 行 | 日本スリーデーマーチ | 昭和53年に始まったウォーキング大会。オランダのフォーデーズマーチに次ぎ、世界で2番目の規模を誇る。 | 13, 35, 62, 65 |
| は 行 | 発達支持的生徒指導 | 特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に、児童生徒の発達の過程を学校や教職員が支えていくという視点に立って進められる生徒指導。 | 34 |
| | 東松山市教育委員会における障害を理由とした差別の解消の推進に関する対応要領 | 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律等の趣旨に則した対応を実践するため、東松山市教育委員会が平成28年に定めた要領。 | 39 |
| | 東松山市子ども読書活動推進計画 | 子供たちが自主的に読書のできる環境づくりを推進し、多くの子供たちに読書の楽しさを理解してもらうことを目的に、東松山市教育委員会が策定した計画。 | 60 |
| | 東松山市道徳科スタンダード | 平成27年3月の学校教育法施行規則及び学習指導要領の一部改正により、「道徳の時間」が「特別の教科 道徳」（以下「道徳科」）として新たに位置付けられ、小学校では平成30年度から、中学校では平成31年度から全面実施されたことに伴い、教員の道徳科の指導力向上を目指して、東松山市学校教育研究推進委員会が平成31年1月に作成した教員用の冊子。 | 33 |

| 行 | 用語 | 説明 | 掲載ページ |
|---|-------------------------|--|--------|
| | 東松山師範塾 | 学校のミドルリーダーとなる人材の育成を目指し、東松山市が各小・中学校の中堅教員を対象に実施している研修会。 | 44 |
| | 東松山市文化祭 | 東松山市文化団体協議会が主催する文化祭で、毎年9月から1月にかけて構成団体が開催する発表会や大会などの総称。 | 14, 70 |
| | 東松山市立小・中学校適正規模の基本的な方針 | 東松山市立小・中学校の適正規模及び将来における適正配置の基準を定めた方針。 | 45 |
| | 東松山の学習指導スタンダード | 教員の指導力向上を目指して、東松山市教育委員会が平成26年に作成した教員用の冊子。授業の組み立て方や発問の行い方など、8つのテーマごとにポイントを整理して指導例を紹介している。 | 33 |
| | 東松山の学級経営スタンダード | 学校生活の基盤となる学級経営の充実のため、東松山市教育委員会が作成している教員用の小冊子。学級経営の基本的な考え方や学級活動の充実などの項目を設け、考え方や手順を示している。 | 33 |
| | 東松山の子どもたちはこれができる（3つの標語） | 子供たちに身に付けて欲しい3つの習慣を、平成24年に東松山市教育委員会が標語にしたもの。規則正しい生活、規律ある態度、自律した行動の3つの観点からまとめられた。 | 49 |
| | 東松山版家庭学習のすすめ | 平成26年に東松山市教育委員会が作成した、家庭学習のポイントや内容例をまとめたアドバイス集。 | 49 |
| | 不登校初期対応指針 | 普段の学校生活における児童生徒の変化への対応方法や、欠席日数に応じた対応方法などを示した指針。平成27年に東松山市教育委員会が取りまとめた。 | 40 |
| | ふるさと自然のみち | 東松山市の郷土の自然、歴史、文化をたどるなど、それぞれの目的に沿った楽しみ方ができる常設のウォーキングコース。 | 64 |
| | 「ふれあい教室」（適応指導教室） | 不登校の児童生徒の学校復帰を目的に、東松山市総合教育センター内に開設された適応指導教室。 | 40 |
| | 文協だより | 東松山市文化団体協議会の発行する会報誌。構成団体の活動内容の紹介や入会方法などが掲載されている。 | 14, 72 |
| | 放課後こども教室 | 小学校の余裕教室を活用し、地域住民のボランティアなどの協力を得て実施する「放課後の子供の居場所づくり」事業のひとつ。勉強や遊び、地域住民との交流活動等のプログラムを行う。 | 50 |

資料

| 行 | 用語 | 説明 | 掲載ページ |
|----|------------|--|--------|
| | 放課後児童クラブ | 保護者が就労・病気・介護などのため、家庭において放課後の保育ができない家庭の子供を預かり、学童保育を行う施設。 | 51 |
| ま行 | まつやまっ子 | 授業の流れに沿って「わかる授業づくり」のポイントを教員向けにまとめたもの。 | 33 |
| や行 | ヤングケアラー | 高齢、身体上、精神上の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を行っている18歳未満の者。 | 7, 39 |
| | 幼児教育振興懇談会 | 東松山市の幼児教育の振興に関する基本的事項を協議するために設置された、知識経験者と幼稚園・小学校・保育所の各代表者からなる懇談会。 | 51, 55 |
| ら行 | レファレンスサービス | 情報を求めている利用者に対して、図書館員が図書館資料を使って答えたり、回答の含まれる情報源を提示したりするサービス。 | 60 |



東松山市教育振興基本計画審議会条例

○東松山市教育振興基本計画審議会条例

平成28年3月18日 条例第4号

(設置)

第1条 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項に規定する教育振興基本計画(以下「基本計画」という。)に関し、有識者及び市民による調査審議を行うため、東松山市教育振興基本計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、東松山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 基本計画の策定、変更及び進行管理に関する事。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育の振興に関し、教育委員会が必要と認める事項に関する事。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 社会教育関係者
- (4) 幼稚園、小学校又は中学校に在籍する者の保護者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
 - 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

- 第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

- 第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

- 第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(東松山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 東松山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和38年東松山市条例第5号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

東松山市教育振興基本計画審議会 委員名簿 (令和7年7月委嘱)

| 区分 | 要件 | 氏名 | | 備考 |
|------|-------------|----|-------|------------|
| 1号委員 | 学識経験者 | 会長 | 小出 高義 | 大東文化大学教授 |
| 2号委員 | 学校教育 関係者 | 野口 | 高志 | 松山第一小学校長 |
| | | 梶田 | 英司 | 松山中学校長 |
| | | 池永 | 和美 | 新明幼稚園長 |
| 3号委員 | 社会教育 関係者 | 高橋 | 明美 | 社会教育委員 |
| | | 関口 | 房雄 | スポーツ推進委員 |
| | | 林 | 龍生 | 文化財保護委員 |
| 4号委員 | 保護者 | 小川 | 徹 | 唐子小学校PTA会長 |
| | | 大木 | 英生 | 東中学校PTA会長 |

策 定 経 過

第3期東松山市教育振興基本計画策定までの経過を時系列で掲載しています。

| 年 | 月 日 | 会 議 名 等 | 協 議 の 概 要 等 |
|------|--------|---------------|---|
| 令和7年 | 8月28日 | 総合教育会議 | 第3期教育大綱について |
| | 9月29日 | 教育委員会会議 | 第3期教育振興基本計画について |
| | 10月20日 | 教育委員会会議 | 第3期教育振興基本計画案について 教育振興基本計画審議会への諮問について |
| | 10月29日 | 教育振興基本計画審議会会議 | 第3期教育振興基本計画案について |
| | 11月13日 | パブリックコメント開始 | 第3期教育振興基本計画案に対する意見の募集 |
| | 12月4日 | パブリックコメント終了 | |
| | | | |
| | | | |

東松山市教育委員会

| | |
|---------|-------|
| 教育長 | 吉澤勲 |
| 教育長職務代理 | 稻垣孝章 |
| 委員 | 田中純一 |
| 委員 | 利根川澄子 |
| 委員 | 寺田浩之 |

(計画策定時現在)

東松山市教育委員会事務局

| | | |
|--------|-----------------------|-------|
| 学校教育部 | 部長 | 高荷和良 |
| | 次長 | 澤田一彦 |
| | 教育総務課長 | 須澤理 |
| | 学校給食センター所長 | 竹間信行 |
| | 学校教育課長 | 長沢正博 |
| | 総合教育センター事務長 | 田原祐己子 |
| 生涯学習部 | 部長 | 田嶋靖洋 |
| | 次長 | 田島信子 |
| | 生涯学習課長 | 上敏文 |
| | 文化芸術推進室長 | 熊澤篤司 |
| | 市立図書館長（兼高坂図書館長） | 荻野裕 |
| | きらめき市民大学事務局長 | 小林玲人 |
| | 埋蔵文化財センター所長 | 左納徹 |
| | スポーツ課長 | 大木克彦 |
| | ウォーキング推進室長 | 大塚貴夫 |
| こども家庭部 | 部長 | 神庭法子 |
| | 次長 | 加藤勝子 |
| | こども支援課長（兼こども家庭センター所長） | 大石和夫 |
| | 保育課長 | 阿部康裕 |
| | まつやま保育園長 | 内田宏美 |

(計画策定時現在)

